

平成 28 年 1 月 29 日
消 防 庁

パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件（案）等に対する意見募集の結果及び改正告示の公布

消防庁では、「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件（案）等」の内容について平成 27 年 11 月 14 日から平成 27 年 12 月 14 日までの間、「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件（案）」の内容について平成 27 年 11 月 26 日から平成 27 年 12 月 25 日までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、前者については 32 件、後者については 2 件の御意見をいただきました。このたび、それらに対する考え方を取りまとめましたのでお知らせします。

また、これらの意見募集の結果等を踏まえて検討し、本日、「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件」等を公布しましたので併せてお知らせします。

1 主な改正内容

今回の「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件」等における主な改正事項は、以下のとおりです。

- ・ 延べ面積 275 平方メートル未満の施設に対応した新たなパッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を規定する。
- ・ 従来型のパッケージ型自動消火設備を基準面積（消防法施行令第 12 条第 2 項第 3 号の 2 に規定する床面積の合計）が 1,000 平方メートル未満の施設に設置する場合の技術上の基準について、所要の整備を行う。

2 意見募集の結果

「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件（案）等」の内容について平成 27 年 11 月 14 日から平成 27 年 12 月 14 日までの間、「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件（案）」の内容について平成 27 年 11 月 26 日から平成 27 年 12 月 25 日までの間、意見を募集したところ、前者については 32 件、後者については 2 件の御意見をいただきました。

いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方については、別紙のとおりです。

3 告示の公布

消防庁では、これらの意見募集の結果等を踏まえて検討し、「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件」等を平成 28 年 1 月 29 日に公布しました。



(事務連絡先)

消防庁予防課 五月女補佐、境

TEL 03-5253-7523 (直通)

FAX 03-5253-7533

パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件等について

平成28年1月
消防庁予防課

※ 【改正内容】 ((3)①及び(8)を除く。) 及び【経過措置】は平成27年11月14日から12月14日までの間に意見募集を行った「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件(案)等」に対応する部分、
【改正内容】 (3)①及び(8)は平成27年11月26日から12月25日までの間に意見募集を行った「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件(案)」に対応する部分です。

【改正理由】

消防法施行令の一部を改正する政令(平成25年政令第368号)及び消防法施行令の一部を改正する政令(平成26年政令第333号)による改正後の消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)第12条第1項第1号及び第9号の規定により、自力で避難することが困難な者が入所する高齢者・障害者施設や避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院については、原則として面積にかかわらずスプリンクラー設備の設置が義務付けられたところ。

これに伴い、小規模な施設においてもスプリンクラー設備の設置が必要となるが、設置場所や建物構造等によっては当該設備の設置が困難な施設も想定されるところ、有識者等による議論を踏まえ、スプリンクラー設備に代えて、小規模な施設にも対応可能なパッケージ型自動消火設備を整備することが適当とされたもの。

このことについて、当該設備の消火性能に係る技術開発の動向を踏まえ検討を進めてきたところであるが、今般、「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準」(平成16年消防庁告示第13号)等の一部を改正し、延べ面積275平方メートル未満の施設に対応したパッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を新たに定めるとともに、従来のパッケージ型自動消火設備を基準面積(令第12条第2項第3号の2に規定する床面積の合計をいう。以下同じ。)が1,000平方メートル未満の施設に設置する場合の技術上の基準について所要の整備を行うもの。

【改正内容】

(1) 用語の意義

- ① 従来の基準における性能を有するパッケージ型自動消火設備をⅠ型と定義すること。
- ② (5)、(11)及び(12)に定める性能を有するパッケージ型自動消火設備をⅡ型と定義すること。

(2) パッケージ型自動消火設備を設置することができる防火対象物

- ① Ⅰ型は、令第12条第1項第1号、第3号、第4号及び第9号から第12号までに掲げる防火対象物又はその部分(令第12条第2項第2号に規定する部分を除

く。) のうち、令別表第 1(5) 項若しくは(6) 項に掲げる防火対象物又は同表(16) 項に掲げる防火対象物の同表(5) 項若しくは(6) 項に掲げる防火対象物の用途に供される部分で、延べ面積が 10,000 平方メートル以下のものに設置することができること。

- ② Ⅱ型は、令第 12 条第 1 項第 1 号及び第 9 号に掲げる防火対象物又はその部分で、延べ面積が 275 平方メートル未満のもの（易燃性の可燃物が存し消火が困難と認められるものを除く。）に設置することができること。

(3) 設置及び維持に関する技術上の基準

- ① Ⅰ型の消火薬剤、消火薬剤貯蔵容器等、受信装置、中継装置、作動装置等を 2 以上の隣接する同時放射区域において共有することができる場合として、以下の場合を追加すること。
- ・ 既に隣接する同時放射区域間の設備の共有が認められている場合のほか、基準面積が 1,000 平方メートル未満の防火対象物又はその部分に設置する場合であって、火災が発生した同時放射区域以外の同時放射区域に対応する防護区域に設ける放出口から消火薬剤が放射されないように設置する場合
- ※ この場合においても、従前から求められている以下の要件を満たすこと。
- イ) 共用する 2 以上の同時放射区域にそれぞれ対応する警戒区域において発生した火災を有效地に感知することができ、かつ、火災が発生した同時放射区域に有效地に消火薬剤を放射できるパッケージ型自動消火設備を用いること。
 - ロ) 作動装置が作動してから共用するいずれの同時放射区域内においても 30 秒以内に消火薬剤を放射することができるパッケージ型自動消火設備を用いること。
- ② Ⅱ型にあっては、消火薬剤、消火薬剤貯蔵容器等、受信装置、中継装置、作動装置等を 2 以上の同時放射区域において共用することができないこと。
- ③ パッケージ型自動消火設備の放出口は、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第 13 条第 3 項各号に掲げる部分以外の部分に設けることとすること。
- ④ (13) ③の火災拡大抑制試験において、不燃性能を有する材料で壁及び天井の室内に面する部分の仕上げをした試験室のみを用いて消火性能を判定したⅡ型の放出口にあっては、壁及び天井（天井のない場合にあっては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを当該材料と同等以上の不燃性能を有する材料でした部分にのみ設けることができること。

(4) 設置及び維持に関する基準の細目

- ① Ⅱ型にあっては、床面から放出口の取付け面（放出口を取り付ける天井の室内に面する部分又は上階の床若しくは屋根の下面をいう。）までの高さは、2.5 メートル（(13) の消火試験を行った結果、2.5 メートルを超える高さで消火性能が確認できた場合にあっては、当該高さ）以下とすること。
- ② Ⅱ型の受信装置、作動装置、消火薬剤貯蔵容器等及び中継装置（中継装置を設ける場合に限る。）は、これらを難燃性の箱に収納する場合にあっては、点検に便利な箇所に設置すれば足りること。

(5) パッケージ型自動消火設備の性能等

主電源に電池を用いないこと。ただし、以下に適合するⅡ型について、当該設備を有効に作動させることができる容量を有する電池を用いる場合は、この限りでないこと。

イ) 電池の交換が容易にできること。

ロ) 電池の電圧がパッケージ型自動消火設備を有効に作動できる電圧の下限値となったことを72時間以上点滅表示等により自動的に表示し、又はその旨を72時間以上音等により伝達できること。

(6) 放出口及び放出導管

Ⅱ型にあっては、消火薬剤(蓄圧式の貯蔵容器にあっては、消火薬剤と加圧用ガス)を貯蔵する容器から放出口までの放出導管の長さは、10メートル以下とすること。

(7) 消火薬剤貯蔵容器等

Ⅱ型にあっては、消火薬剤の放射を停止することができる措置を要しないこと。

(8) 受信装置

1の警戒区域から2以上の異なる火災信号を受信し、作動装置等に起動信号を発信した後において、異なる警戒区域から2以上の異なる火災信号を受信した場合には、起動信号を発信しなくてもよいこと。

(9) 非常電源

Ⅱ型について、主電源に電池を用いる場合にあっては、非常電源を要しないこと。

(10) 絶縁抵抗等

Ⅱ型について、主電源に電池を用いる場合にあっては、電圧を、供給される電力に係る電圧変動の下限値以上上限値以下の範囲内で変動させた場合に、機能に異常を生じないこと。

(11) 放射性能

Ⅱ型にあっては、充填された消火薬剤の容量又は質量の90パーセント以上の量を放射できること。

(12) 消火性能

Ⅱ型の消火性能については、(13)の第1消火試験、第2消火試験及び火災拡大抑制試験に適合するものとすること。

(13) 消火試験

① Ⅱ型における第1消火試験は以下のイからハまでにより行い、その判定はニにより行うこと。

イ) 厚さ4ミリメートルのラワン合板を用いた壁体模型2個及び別図2に示すC模型2個を別図3に示す位置に置くこと。

ロ) 放出口を別図3に示す位置に取り付けること。

ハ) 各C模型全体にそれぞれエタノール50ミリリットルを散布し、点火すること。

- 二) 消火薬剤の放射が終了してから 1 分後に残炎が認められず、かつ、放射が終了してから 2 分を経過するまでの間に再燃しない場合に、この試験に適合するものと判定すること。
- ② Ⅱ型における第 2 消火試験は以下のイからハまでにより行い、その判定はニにより行うこと。
- イ) 別図 4 に示す D 模型を別図 5 に示す位置に置くこと。
- ロ) 放出口を別図 5 に示す位置に取り付けること。
- ハ) D 模型の燃焼なべに、1.5 リットルのノルマルヘプタンを入れて点火し、5 分間予燃した後に試験を開始すること。
- 二) 消火薬剤の放射が終了してから 1 分後に残炎が認められず、かつ、放射が終了してから 2 分を経過するまでの間に再燃しない場合に、この試験に適合するものと判定すること。
- ③ Ⅱ型における火災拡大抑制試験は以下のイからホまでにより行い、その判定はヘにより行うこと。
- イ) 別図 6 に示す試験室で試験を行うこと。
- ロ) 別図 7 に示す E 模型及び別図 8 に示す家具模型 2 個を用い、厚さ 6 ミリメートルの不燃材料の上に置くこと。
- ハ) 試験室の天井部に、感知部及びスプリンクラーヘッド（標示温度 72 度で感度種別が 1 種のものに限る。）を別図 6 に示す位置に取り付けること。
- 二) 試験室の天井部に、放出口を、別図 6 に示す試験用同時放射区域を有効に包含するように、かつ、当該区域内に均等に配置されるように取り付けること。
- ホ) 燃焼皿に 0.5 リットルの水及び 0.25 リットルのノルマルヘプタンを入れ点火するとともに、家具模型に点火すること。
- ヘ) 次の A から D を満足する場合に、この試験に適合するものと判定すること。
- A) 別図 6 に示す熱電対 a 及び熱電対 b において測定された温度が、点火してから 30 分を経過するまでの間、いずれも 315 度を超えないこと。
- B) 別図 6 に示す熱電対 c において測定された温度が、点火してから 30 分を経過するまでの間、93 度を超えず、かつ、2 分間以上継続して 54 度を超えないこと。
- C) 別図 6 に示す熱電対 d において測定された温度が、点火してから 30 分を経過するまでの間、260 度を超えないこと。
- D) 点火してから 30 分を経過するまでの間、試験室に設置されたスプリンクラーヘッドが作動しないこと。

(14) 消火薬剤の種類及び貯蔵量

- ① Ⅱ型に使用する消火薬剤の種類は、第 3 種浸潤剤等入り水とすること。
- ② 防護面積が 13 平方メートルであるⅡ型における消火薬剤の貯蔵量は、16 リットル以上とすること。
- ③ Ⅱ型にあっては、放射時間に係る条件を設けないこと。

(15) 表示

パッケージ型自動消火設備の見やすい箇所に容易に消えないように表示する事項として、以下のものを新たに追加すること。

- イ) I 型又はⅡ型の別

口) II型について、主電源に電池を用いる場合にあっては、当該電池の種類及び電圧

(16) その他

- ① II型の設置及び維持に関するその他の技術上の基準については、I型に準ずることとすること。
- ② 従来、パッケージ型自動消火設備を設置している防火対象物又はその部分のうち、消防法施行規則第13条第3項各号に掲げる部分にパッケージ型消火設備を設置できることについて、「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準」において規定していたものを、「パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準」（平成16年消防庁告示第12号）に規定することとしたこと。
- ③ その他所要の規定の整備を行うこと。

【経過措置】

この告示の施行の際現にパッケージ型自動消火設備が設置されている防火対象物若しくは現にパッケージ型自動消火設備の設置に係る工事中の防火対象物又は施行の日から平成29年3月31日までにパッケージ型自動消火設備の設置に係る工事を開始する防火対象物における当該パッケージ型自動消火設備のうち、(15)に適合しないものに係る技術上の基準については、(15)にかかわらず、なお従前の例によることとすること。

【施行期日】

公布の日

【パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件（案）等についての御意見の概要及び御意見に対する考え方】

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	御意見の反映の有無
No. 1	表示に係る規定が無い現行の基準に適合するものとして登録認定機関による認定を既に受けている商品が在庫としてあるため、告示の施行の際、現に存する又は現に工事中のパッケージ型自動消火設備だけでなく、施行後一定期間内に設置工事を開始するものについても、改正後の規定にかかわらず、なお、従前の例によることとする経過措置を設けてほしい。	御意見を踏まえ、告示の施行後一定期間内にパッケージ型自動消火設備の工事を開始するものについて、経過措置を設けることとします。	有
No. 2	II型の設置場所として、「易燃性の可燃物が存し消火が困難と認められるものを除く。」とされているが、II型の設置後に家具などを制限することは難しいのではないか。易燃性の可燃物が存することが判明した場合、スプリンクラー設備やI型を設置するのか。 また、易燃性の可燃物の具体例としてソファであれば、布団を含むベッドも十分該当すると思われるが、居室にソファやベッドを設置禁止にすることは現実的に無理ではないか。	II型は、易燃性の可燃物が存し消火が困難と認められる防火対象物には設置できません。 「易燃性の可燃物が存し消火が困難なもの」については、その趣旨ができるだけ明らかになるよう、通知で示すことを予定しています。	無
No. 3	消火薬剤を放出する圧力源について、減圧警報装置を設置した蓄圧式とすることも可能ではないか。	消火薬剤を放射させる圧力源については、蓄圧式又は加圧式のどちらでも可能としています。	無

No. 4	<p>II型は、防護面積が 13 m²（約 8畳）に対して 16 リットルの消火薬剤を必要としているが、スペース的に余裕がない居室には住環境的にも支障をきたす大きさであるため、設置が困難である。収納のスペースや部屋の使い勝手等にも大きな問題が生じる。</p> <p>II型は 8 畳タイプになると思われるが、一般住戸に多い 6 畳、4 畳半の規模用の小さな製品にできなかつ。居室の大きさが 20 m²の場合、防護面積 13 m²の II型を 2 基設置するのではなく、II型と II型よりも小さいタイプを組み合わせできるようになります。</p> <p>【同趣旨の意見 計 8 件】</p>	<p>II型は、13 m²以下の居室に対応するものとしています。13 m²を超える居室に II型を設置する場合は、複数設置していただく必要があります。</p>	無
No. 5	<p>275 m²未満の建物にパッケージ型自動消火設備を設置する場合、物置、洗濯室、脱衣室等に放出口が必要となるのか。</p> <p>【同趣旨の意見 計 4 件】</p>	<p>パッケージ型自動消火設備の放出口は、消防法施行規則第 13 条第 3 項に掲げる部分以外の部分に設置することとなります。</p>	無
No. 6	<p>II型の設置対象を延べ面積 275 m²未満ではなく防護面積 275 m²未満にすることによって、特定施設水道連結型スプリンクラー設備が必要な延べ面積 300 m²から 400 m²までの施設に対象を広げてはどうか。</p>	<p>II型は延べ面積 275 m²未満の施設に限り設置が可能なものとしており、延べ面積 275 m²以上の施設には設置できません。</p>	無
No. 7	<p>基準で求める消防性能を満足すれば、それ以外の消火薬剤（強化液、第一種機械泡、第二種機械泡、第一種浸潤剤等入り水、第二種浸潤剤等入り水）も使用しても良いのではないか。</p> <p>また、全く新しい消火薬剤も考えられるのではないか。技術革新の閉塞または性能規定の観点から外れてしまう。</p> <p>【同趣旨の意見 計 2 件】</p>	<p>第三種浸潤剤等入り水以外の消火薬剤については規定していませんが、今後、これらの知見が得られた場合には、検討したいと考えています。</p>	無
No. 8	<p>床面から放出口の取付け面までの高さは、I型が 2.4m 以下、II型が 2.5m 以下としているが、何故、I型と II型で高さが違うのか。</p>	<p>スプリンクラー設備の設置対象となる 275 m²未満の社会福祉施設においては、居室の天井高が 2.4m を超える施設が多数存在する実態を踏まえ、II型については床面から放出口の取付け面までの高さを 2.5m 以下と規定したものです。</p>	無

No. 9	<p>「易燃性」「難燃性」といった曖昧な文言の使用は、避けるべきではないか。仮に、個別の柔軟な対応を可能とすることを意図しているのであれば、令第29条の4は、消防長又は消防署長がその防火安全性能について認めるもので、仕様規定ではなく性能規定なので、必要な性能が示されていれば現場での柔軟な対応は十分可能である。</p>	<p>「易燃性」の語は消防法施行規則第13条の2第4項第1号ホにおいて、「難燃性」の語は中継器に係る技術上の規格を定める省令第5条第7号へ等において、既に使用されている用語です。</p> <p>「易燃性の可燃物が存し消火が困難なもの」については、その趣旨ができるだけ明らかになるよう、通知で示すことを予定しています。</p>	無
No. 10	<p>不燃性能を有する材料で仕上げした試験室のみを用いる火災拡大抑制試験については、建築基準法（以下、「建基法」という。）第2条第9号で規定する不燃性能と同義か。</p> <p>II型についても、平成26年7月に施行された改正建築基準法施行令（以下「建基令」という。）で防火上主要な間仕切壁の免除要件となつた「自動スプリンクラー設備等」に該当すると考えられ、パッケージ型自動消火設備に係る告示改正に当たり国土交通省と事前調整はされたか。</p> <p>仕上げの対象範囲は屋内消火栓と同様で、建基法の内装制限とは異なるものとみられる。「認知症高齢者グループホーム等火災対策報告書」は消防庁及び国交省が参画してとりまとめられているが、防火上主要な間仕切壁については一定の合理性が図られ、建基令等の改正が行われた一方で、内装についての整理は必要なしということでしょうか。</p> <p>また、収納、トイレといったスプリンクラーヘッドが不要な部分の内装についてはどうか。</p>	<p>「不燃性能を有する材料」は、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一定の時間建基令第108条の2各号に掲げる要件を満たす性能を有する材料としています。</p> <p>今回の告示改正に当たっては、国土交通省建築指導課に対して、あらかじめ必要な情報提供を行っています。</p> <p>放出口を設ける部分以外の部分（消防法施行規則第13条第3項各号に掲げる部分）においては、不燃性能を有する材料により室内の仕上げを行うことは不要です。</p>	無

No. 11	II型にあっては、受信装置、作動装置、消火薬剤貯蔵容器等及び中継装置を難燃性の箱に収納すれば、火災等の災害による被害を受けるおそれのある箇所にも設置できるとされているが、火災時の機能や安全性に問題はないのか。何故、I型はそれが許されないのか。	II型は放出導管の長さが 10m 以下と短く、また、火災を感知してから消火薬剤が放射されるまでの時間が比較的短いことから、消火薬剤貯蔵容器等を難燃性の箱に収納する場合は、点検に便利な箇所に設置すれば足りることとしています。	無
No. 12	本改正に賛成である。 スプリンクラー設備に代えてパッケージ型自動消火設備を用いることができるようにするのは、寒冷地等での対応が容易になると考えられる。よってこれは望ましい改正であると考える。	賛成の御意見として承ります。	無
No. 13	グループホームは支援や介護を受けながらの住まいの場であり、一般住宅と変わらないが、なぜ、高額なパッケージ型自動消火設備を設置しないといけないのか。グループホームには消火器で対応できないのか。 夜間等常時支援者がおり、避難訓練も年 2 回は行っている。 【同趣旨の意見 計 8 件】	スプリンクラー設備の設置義務は、消防法施行令において規定されています。 今回の告示改正は、当該義務のある防火対象物のうち、一定の要件を満たすものにあっては、スプリンクラー設備に代えて、より設置が容易と考えられるパッケージ型自動消火設備を設置できるようすることを内容とするものであり、スプリンクラー設備の設置義務や設置及び維持に係る技術上の基準に変更を加えるものではありません。 なお、今回の告示改正により新たにスプリンクラー設備やパッケージ型自動消火設備の設置が必要となるものではありません。	無
No. 14	パッケージ型自動消火設備の基準は、特定施設水道連結型スプリンクラー設備に比べて過剰な基準ではないか。感知器による警戒、起動でなくスプリンクラーヘッドの感知により消火薬剤の放出する方法で良いのではないか。 誤作動時には居室内の汚損等が考えられる。	パッケージ型自動消火設備は、火災が発生した同時放射区域に係る全ての放出口から同時に消火薬剤を放射する機能を有するため、感知部の作動により起動することとしています。 また、検出方式の異なる 2 以上のセンサーが作動した場合にのみ起動させることにより、消火薬剤の誤放射を避けることとしています。	無

No. 15	くつろげない。眠りの妨げになる。	Ⅱ型は従来のパッケージ型自動消火設備（Ⅰ型）より小さなものです。 また、パッケージ型自動消火設備は、通常の設置状態において大きな音を生じるものではないと考えられます。	無
No. 16	スプリンクラー設備の設置費用が高く、グループホームについては、国が補助を出さなければ設置は不可能である。 費用が高ければグループホームを増やしていく足かせになる。地域移行が進められなくなってしまうのではないか。 また、入居拒否を招くなど障害者が住む家を失いかねない。 グループホームの入居者はみな低所得者で、グループホームの報酬は決して高くない。 【同趣旨の意見 計 11 件】	スプリンクラー設備の設置義務は、消防法施行令において規定されています。 今回の告示改正は、当該義務のある防火対象物のうち、一定の要件を満たすものにあっては、スプリンクラー設備に代えて、より設置が容易と考えられるパッケージ型自動消火設備を設置できるようすることを内容とするものであり、スプリンクラー設備の設置義務や設置及び維持に係る技術上の基準に変更を加えるものではありません。 なお、今回の告示改正により新たにスプリンクラー設備やパッケージ型自動消火設備の設置が必要となるものではありません。	無
No. 17	知的障害者グループホームは、公営住宅や一般住宅を利用して4～5人で生活を送っているところが多く、10人・20人規模の大規模グループホームと根本的に考え方違う。 貸家でのスプリンクラー設置はグループホームにおいては大家さんから了解がえられない場合あるいは築年数の古いところは取り付けても移転移設の必然性が生じる。 【同趣旨の意見 計 2 件】	スプリンクラー設備の設置義務は、消防法施行令において規定されています。 今回の告示改正は、当該義務のある防火対象物のうち、一定の要件を満たすものにあっては、スプリンクラー設備に代えて、より設置が容易と考えられるパッケージ型自動消火設備を設置できるようすることを内容とするものであり、スプリンクラー設備の設置義務や設置及び維持に係る技術上の基準に変更を加えるものではありません。 なお、今回の告示改正により新たにスプリンクラー設備やパッケージ型自動消火設備の設置が必要となるものではありません。	無

No. 18	<p>特に共同住宅ではスプリンクラー設備も自動消火設備も設置困難であるため、規則 12 条の 2 第 1 項のスプリンクラー設備の設置を不要とする規定を活用し、耐火構造であれば「200 m²以下の住戸区画と内装制限があれば免除」する同項 1 号規定を 1000 m²未満の物件にも適用していただきたい。</p>	<p>スプリンクラー設備の設置義務は、消防法施行令において規定されています。</p> <p>今回の告示改正は、当該義務のある防火対象物のうち、一定の要件を満たすものにあっては、スプリンクラー設備に代えて、より設置が容易と考えられるパッケージ型自動消火設備を設置できるようすることを内容とするものであり、スプリンクラー設備の設置義務や設置及び維持に係る技術上の基準に変更を加えるものではありません。</p> <p>なお、今回の告示改正により新たにスプリンクラー設備やパッケージ型自動消火設備の設置が必要となるものではありません。</p>	無
No. 19	<p>規則 12 条の 2 第 3 項の通路の告示、「他の居室を通過しないで外廊下に出られること、居室の戸の不燃化」の 2 要件は非現実的であるため、バルコニー等一時避難場所への避難も含め可としていただきたい（105 号、231 号通知では一時避難場所で可）。</p> <p>不燃の戸については消防では防火戸から派生規定されているが、建基法令では戸やふすまは建具扱いで規制などなく、住宅用の不燃戸は商品化もされていないことから規制を見直していただきたい。</p>	<p>スプリンクラー設備の設置義務は、消防法施行令において規定されています。</p> <p>今回の告示改正は、当該義務のある防火対象物のうち、一定の要件を満たすものにあっては、スプリンクラー設備に代えて、より設置が容易と考えられるパッケージ型自動消火設備を設置できるようすることを内容とするものであり、スプリンクラー設備の設置義務や設置及び維持に係る技術上の基準に変更を加えるものではありません。</p> <p>なお、今回の告示改正により新たにスプリンクラー設備やパッケージ型自動消火設備の設置が必要となるものではありません。</p>	無

No. 20	<p>231号通知は、共同住宅では2階以下にあるグループホームで活用できることを周知するとともに、建築基準法では共同住宅で200m²区画がある住戸内や戸建て住宅は内装規制そのものがないことから、内装制限されていない住戸も多く、一般住戸を活用する場合は内装制限の緩和も検討いただきたい。</p>	<p>スプリンクラー設備の設置義務は、消防法施行令において規定されています。</p> <p>今回の告示改正は、当該義務のある防火対象物のうち、一定の要件を満たすものにあっては、スプリンクラー設備に代えて、より設置が容易と考えられるパッケージ型自動消火設備を設置できるようすることを内容とするものであり、スプリンクラー設備の設置義務や設置及び維持に係る技術上の基準に変更を加えるものではありません。</p> <p>なお、今回の告示改正により新たにスプリンクラー設備やパッケージ型自動消火設備の設置が必要となるものではありません。</p>	無
No. 21	<p>消火薬剤が顔にかかったり、口に入ったりした場合でも安全でなければ設置できないので、安全性について明示していただきたい。</p>	<p>告示において、消火薬剤は著しい毒性又は腐食性を有しないものであって、かつ、著しい毒性又は腐食性のあるガスを発生しないものとするよう規定しています。</p>	無
No. 22	<p>スプリンクラーの設置の猶予期間は平成30年3月までに設置できないかと懸念している。</p> <p>スプリンクラー設置については、規模に比較してその手続きが煩雑なことなど、特定施設水道連結型スプリンクラーの設置工事をおこなう業者は少ない上に、受けたくないという事業者も多いのが実情である。混乱を防ぐためにも猶予期間の延長をおこなっていただきたい。</p>	<p>今回の告示改正は、当該義務のある防火対象物のうち、一定の要件を満たすものにあっては、スプリンクラー設備に代えて、より設置が容易と考えられるパッケージ型自動消火設備を設置できるようすることを内容とするものであり、スプリンクラー設備の設置義務や設置及び維持に係る技術上の基準に変更を加えるものではありません。</p>	無

No. 23	<p>区分4以上の方のグループホームはスプリンクラーの設置義務、また、簡易型のスプリンクラーの検討もなされているとのことであるが、区分1.2.3の方について区分のみでの判断で果たして火災の避難について危険性はないのか。</p> <p>消火器の使用を含め自力で行うことが出来る出来ない方についても障害支援区分の判定調査では実際には聞かれておらず移動困難・身体介助が必要等だけでわかるものではないのではないか。</p> <p>より軽費で設置ができる天井取付型自動消火装置でどうか。</p>	<p>スプリンクラー設備の設置義務は、消防法施行令において規定されています。</p> <p>今回の告示改正は、当該義務のある防火対象物のうち、一定の要件を満たすものにあっては、スプリンクラー設備に代えて、より設置が容易と考えられるパッケージ型自動消火設備を設置できるようすることを内容とするものであり、スプリンクラー設備の設置義務や設置及び維持に係る技術上の基準に変更を加えるものではありません。</p> <p>なお、今回の告示改正により新たにスプリンクラー設備やパッケージ型自動消火設備の設置が必要となるものではありません。</p>	無
--------	--	---	---

○提出意見数：32件

※提出意見数は、提出意見者数としています。

※上表は意見の内容別に整理しています。（1者から複数内容の意見が提出されたものについても、内容ごとに整理・要約しています。）

【パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件（案）についての御意見の概要及び御意見に対する考え方】

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	御意見の反映の有無
No. 1	「火災が発生した同時放射区域以外の同時放射区域に設ける放出口から消火剤が放射されないように設置する場合」とはどのようなものを感じているのか。	「火災が発生した同時放射区域以外の同時放射区域に対応する防護区域に設ける放出口から消火薬剤が放射されないように設置する場合」は、最初に火災を感知した同時放射区域以外の作動装置等には受信装置から起動信号を発信しないように設置する場合又は隣接する各同時放射区域の境界部分に350mmのたれ壁を設置する場合等を想定しています。その内容については通知で示すことを予定しています。	無
No. 2	感知器型感知器の設置基準は自動火災報知設備の基準により、感知器が必ずしも放射区域の中心付近に設置されるとは限らないため、隣接する区域でそれぞれの感知器が極端な位置に設置された場合は、各区域で発生した火災を確実に検知することが難しくなるのではないか。	パッケージ型自動消火設備の感知部は、告示において、各同時放射区域において発生した火災を有効に感知できるように設けることとされています。	無
No. 3	特定施設水道連結型スプリンクラー設備とは異なり、パッケージ型自動消火設備は限られた量しか消火薬剤が放出されないことから、パッケージ型自動消火設備の消火薬剤等を2以上の隣接する同時放射区域に共有することは反対である。	パッケージ型自動消火設備は、水よりも消火性能が高い消火薬剤を用いており、また、必要な消火性能を有していることを消火試験により確認することとしているため、消火薬剤等を2以上の隣接する同時放射区域で共有しても差し支えないと考えます。	無
No. 4	本改正に賛成である。 スプリンクラー設備に代えてパッケージ型自動消火設備を用いることができるというのは、寒冷地等での設置が容易になると考えられる。 また、今回のパッケージ型自動消火設備の改正は消火設備の導入促進に望ましい影響があるのではないか。	賛成の御意見として承ります。	無

○提出意見数：2件

※提出意見数は、提出意見者数としています。

※上表は意見の内容別に整理しています。(1者から複数内容の意見が提出されたものについても、内容ごとに整理・要約しています。)

○消防庁告示第二号

必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成十六年総務省令第九十二号）第一条第二項の規定に基づき、平成十六年消防庁告示第十二号（必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第一条第二項の規定に基づくパッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準）の一部を次のように改正する。

平成二十八年一月二十九日

消防庁長官 佐々木敦朗

第三中「を設置することができる防火対象物は」を「は」に改め、「昭和三十六年政令第三十七号」の下に「。以下「令」という。」を加え、「であつて、次の各号に定めるもの」を削り、「による」を「であつて、次に掲げるもの（地階、無窓階又は火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所を除く。）に設置することができるものとする」に改め、同各号を次のように改める。

一次の〔〕又は〔〕に掲げる区分に応じ、それぞれ〔〕又は〔〕に定めるもの

〔〕 I型 次に掲げるもの

イ 耐火建築物にあつては、地階を除く階数が六以下であり、かつ、延べ面積が三千平方メートル以下のもの

ロ 耐火建築物以外のものにあつては、地階を除く階数が三以下であり、かつ、延べ面積が二千平方メートル以下のもの

(二) II型 次に掲げるもの

イ 耐火建築物にあつては、地階を除く階数が四以下であり、かつ、延べ面積が千五百平方メートル以下のもの

ロ 耐火建築物以外のものにあつては、地階を除く階数が二以下であり、かつ、延べ面積が千平方メートル以下のもの

二 前号に掲げるもののほか、平成十六年消防庁告示第十三号（必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第二条第二項の規定に基づくパッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準）の規定によりパッケージ型自動消火設備を設置している防火対象物又はその部分のうち、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十三条第三項各号に掲げる部分

第六第一号中「放出」を「放射」に改め、同第三号中「掲げる消火薬剤の種別」を「掲げる消火薬剤の種類」に、「I型又はII型の放射率」を「区分に応じた率以上の率」に改め、同号の表中「種別」を「種類」に改め、「以上」を削り、同表備考を削り、同第四号中「重量」を「質量」に改める。

第七を次のように改める。

第七 消火薬剤の種類及び貯蔵量

パッケージ型消火設備に使用する消火薬剤の種類及び貯蔵量は、次の各号に定めるところによる。

一 消火薬剤の種類は、第八第一号に定める強化液、第八第二号に定める第一種機械泡若しくは第二種機械泡又は第八第三号に定める第一種浸潤剤等入り水、第二種浸潤剤等入り水若しくは第三種浸潤剤等入り水とすること。

二 消火薬剤の貯蔵量は、次の表の上欄に掲げる消火薬剤の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる区分に応じた量以上の量とすること。

消火薬剤の種類	消火薬剤の貯蔵量(リットル)			
	I 型	II 型	III 型	IV 型
強化液				
第一種機械泡	二百	二百	二百	二百
第二種機械泡	百二十	百二十	百二十	百二十
第一種浸潤剤等入り水	二百	二百	二百	二百
第二種浸潤剤等入り水	百二十	百二十	百二十	百二十
第三種浸潤剤等入り水	八十	八十	八十	八十

第八中「次に」を「次の各号に」に改め、同第一号から第四号までを次のように改める。

一 強化液は、アルカリ金属塩類を含有する水溶性の消火薬剤で、次に適合するものとすること。
(一) 著しい毒性又は腐食性を有しないものであつて、かつ、著しい毒性又は腐食性のあるガスを

発生しないものであること。

(二) 結晶の析出、溶液の分離、浮遊物又は沈殿物の発生その他の異常を生じないものであること。
(三) 浸潤剤等を混和し、又は添加する場合にあつては、消火薬剤の性状又は性能に悪影響を与えない浸潤剤等を使用すること。

(四) 腐敗、変質等のおそれのないものであること。

(五) アルカリ性反応を呈すること。

(六) 凝固点が零下二十度以下であること。

(七) 第四号の試験に適合すること。

二 第一種機械泡及び第二種機械泡は、化学反応によらず消火効果を有する泡を生成する水溶性の消火薬剤で、前号(一)から四まで及び(七)に定めるもののほか、次に適合するものとすること。

(一) 放射される泡は、耐火性を持続することができるものであること。

(二) 水溶液又は液状若しくは粉末状のものであること。この場合において、液状又は粉末状の消火薬剤にあつては、水に溶けやすいものであること。

(三) 温度二十度の消火薬剤を充填した発泡用消火器を作動させた場合において放射される泡の容量が消火薬剤の容量の五倍以上であり、かつ、発泡前の水溶液の容量の二十五パーセントの水溶液が泡から還元するために要する時間が一分以上であること。

(四) 凝固点は、使用温度の下限値未満であること。

三 第一種浸潤剤等入り水、第二種浸潤剤等入り水及び第三種浸潤剤等入り水は、浸潤剤等を含有する水溶性の消火薬剤で、第一号(一)から(四)まで及び(七)並びに前号(四)の規定に適合するものとすること。

四 消火薬剤の性能に関する試験は、(一)から(七)までに定めるところにより、その判定は(八)の規定により行うこと。

(一) 消火薬剤の量、試験用消火器の容量及び消火薬剤の放射時間は、次の表の第一欄に掲げる消火薬剤の種類に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる量、同表の第三欄に掲げる容量及び同表の第四欄に掲げる時間とすること。

消火薬剤の種類	消火薬剤の量 (リットル)	試験用消火器の容量 (リットル)	消火薬剤の放射時間 (秒)
強化液	五・〇	六・〇～七・五	四十
第一種機械泡	五・〇	六・〇～七・五	四十
第二種機械泡	三・〇	三・六～四・五	三十五
第一種浸潤剤等入り水	五・〇	六・〇～七・五	四十
第二種浸潤剤等入り水	三・〇	三・六～四・五	三十五

〔第三種浸潤剤等入り水〕二・〇

二・四・三・〇

三十

(二) 別図に示す模型を用いること。

(三) 試験用消火器は、試験を行う消火薬剤を充填した棒状ノズルの蓄圧式消火器を使用すること。

(四) 燃焼なべに、三・〇リットルのノルマルヘプタンを入れ点火すること。

(五) 点火してから三分後に、試験用消火器から消火薬剤を放射し、消火を開始すること。

(六) 無風の状態（風速〇・五メートル毎秒以下の状態をいう。）において行うこと。

(七) 温度二十度の状態において行うこと。

(八) 消火薬剤の放射が終了した時に炎が認められず、かつ、放射が終了してから二分を経過するまでの間に再燃しない場合に、この試験に適合するものと判定すること。

第八第五号中「しなければならない」を「すること」に改め、同第六号中「()から()まで」を「次」に、「しなければならない」を「すること」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

改正部分は全て、平成27年11月14日から12月14日までの間に意見募集を行った内容に
対応するものです。

平成十六年消防庁告示第十二号（必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第一条第二項の規定に基づくパッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準）の一部を改正する件 新旧対照表

○ 平成十六年消防庁告示第十二号（必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第一条第二項の規定に基づくパッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準）
(傍線部分は改正部分)

要件	改 正 後		現 行	
	現	行	現	行
第三 パッケージ型消火設備を設置することができる防火対象物の要件				
パッケージ型消火設備は、消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号。以下「令」という。）第十一一条第一項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる防火対象物又はその部分のうち、令別表第一(一)項から(三)項まで若しくは(四)項に掲げる防火対象物又は同表(四)項に掲げる防火対象物の同表(一)項から(三)項まで若しくは(四)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分（指定可燃物（可燃性液体類に係るもの）を危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四で定める数量の七百五十倍以上貯蔵し、又は取り扱うものを除く。）であるて、次に掲げるもの（地階、無窓階又は火災のとき煙が著しく充满するおそれのある場所を除く。）に設置することができるものとする。 一 次の(一)又は(二)に掲げる区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に定めるもの				
一 I型を設置できる防火対象物				

(一) I型 次に掲げるもの

イ 耐火建築物にあつては、地階を除く階数が六以下であり、かつ、延べ面積が三千平方メートル以下のもの

ロ 耐火建築物以外のものにあつては、地階を除く階数が三以下であり、かつ、延べ面積が二千平方メートル以下のもの

(二) II型 次に掲げるもの

イ 耐火建築物にあつては、地階を除く階数が四以下であり、かつ、延べ面積が千五百平方メートル以下のもの

ロ 耐火建築物以外のものにあつては、地階を除く階数が二以下であり、かつ、延べ面積が千平方メートル以下のもの

(一) 前号に掲げるもののほか、平成十六年消防庁告示第十三号(

必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に

関する省令第二条第二項の規定に基づくパッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準)の規定によりパッケージ型自動消火設備を設置している防火対象物又はその部分のうち、消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)第十

三条第三項各号に掲げる部分

(一) 耐火建築物にあつては、地階を除く階数が六以下であり、かつ、延べ面積が三千平方メートル以下のもの(地階、無窓

階又は火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所を除く。)

(二) 耐火建築物以外のものにあつては、地階を除く階数が三以下であり、かつ、延べ面積が二千平方メートル以下のもの(地階、無窓

階又は火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所を除く。)

(二) II型を設置できる防火対象物

(一) 耐火建築物にあつては、地階を除く階数が四以下であり、かつ、延べ面積が千五百平方メートル以下のもの(地階、無窓

階又は火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所を除く。)

第六 放射性能

パッケージ型消火設備の放射性能は、次の各号に定めるところによる。

- 一 作動後すみやかに消火薬剤を放射できるものであること。
- 二 放射時間は、温度二十度において、I型にあつては二分以上、II型にあつては一分三十秒以上とすること。
- 三 放射率は、次の表の上欄に掲げる消火薬剤の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる区分に応じた率以上の率とすること。

		消火薬剤の種類		放射率（リットル／分）	I 型	II 型
		強化液	第一種機械泡			
十六	二十四	四十	二十四	四十	四十	四十
		四十				

第六 放射性能

パッケージ型消火設備の放射性能は、次の各号に定めるところによる。

- 一 作動後すみやかに消火薬剤を放出できるものであること。
- 二 放射時間は、温度二十度において、I型にあつては二分以上、II型にあつては一分三十秒以上とすること。
- 三 放射率は、次の表の上欄に掲げる消火薬剤の種別に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるI型又はII型の放射率とすること。

		消火薬剤の種別		放射率（リットル／分）	I 型	II 型
		強化液	第一種機械泡			
十六	二十四	四十	二十四	四十以上	四十以上	四十
		四十				
十六以上	二十四以上	二十四以上	二十四以上	四十以上	四十以上	四十以上

(二) 耐火建築物以外のものにあつては、地階を除く階数が二以下

下であり、かつ、延べ面積が千平方メートル以下のもの（地階、無窓階又は火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所を除く。）

一 強化液とは、アルカリ金属塩類を含有する水溶性の消火薬剤（第八第二号に定める性能を有するものに限る。）で、第八第一号に定める試験において確認された性能を有するものをいう。

二 機械泡とは、化学反応によらず消火効果を有する泡を生成する水溶性の消火薬剤（第八第三号に定める性能を有するものに限る。）で、第八第一号に定める試験において確認された性能により第一種又は第二種に区分されるものとする。

三 浸潤剤等入り水は、浸潤剤等を含有する水溶性の消火薬剤（第八第四号に定める性能を有するものに限る。）で、第八第一号に定める試験において確認された性能により第一種、第二種又は第三種に区分されるものとする。

四 充填された消火薬剤の容量又は重量の九十パーセント以上の量を放射できること。

五 放射距離は、棒状で放射した場合において、十メートル以上であること。

四 充填された消火薬剤の容量又は重量の九十パーセント以上の量を放射できること。

五 放射距離は、棒状で放射した場合において、十メートル以上であること。

第七

消火薬剤の種類及び貯蔵量

パッケージ型消火設備に使用する消火薬剤の種類及び貯蔵量は

第七

消火薬剤の種類及び消火薬剤量

パッケージ型消火設備に使用する消火薬剤の種類及び貯蔵する

、次の各号に定めるところによる。

消火薬剤の量は、次の表の上欄に掲げる消火薬剤の種別に応じ、それぞれ同表下欄に掲げるI型又はII型の消火薬剂量とすること。

消火薬剤の種別		貯蔵する消火薬剂量 (リットル)	
消火薬剤の種類	I型 (リットル)	II型 (リットル)	
強化液	二百以上	二百以上	
第一種機械泡	二百以上	二百以上	
第二種機械泡	二百以上	二百以上	
第一種浸潤剤等入り水	二百二十以上	二百二十以上	
第二種浸潤剤等入り水	百二十以上	百二十以上	
第三種浸潤剤等入り水	八十以上	六十以上	

一 消火薬剤の種類は、第八第一号に定める強化液、第八第二号に定める第一種機械泡若しくは第二種機械泡又は第八第三号に定める第一種浸潤剤等入り水、第二種浸潤剤等入り水若しくは第三種浸潤剤等入り水とすること。

二 消火薬剤の貯蔵量は、次の表の上欄に掲げる消火薬剤の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる区分に応じた量以上の量とすること。

消火薬剤の種類	I型 (リットル)	II型 (リットル)
---------	--------------	---------------

強化液				
第一種機械泡				
第二種機械泡				
第一種浸潤剤等入り水				
第二種浸潤剤等入り水				
第三種浸潤剤等入り水				
八十	百二十	二百	二百二十	二百
			六十	

第八 消火薬剤の性能等

パッケージ型消火設備に使用する消火薬剤の性能等は、次の各号に定めるところによる。

一 強化液は、アルカリ金属塩類を含有する水溶性の消火薬剤で、次に適合するものとすること。

第八 消火薬剤の性能等

パッケージ型消火設備に使用する消火薬剤の性能等は、次に定めるところによる。

一 パッケージ型消火設備に使用する消火薬剤の性能等は、次に定めるところによる。

パッケージ型消火設備に使用する消火薬剤の性能は、次の表の上欄に掲げる消火薬剤の種別に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる消火模型を消火するための条件により、消火性能に関する試験を(一)から(四)までに定めるところにより、その判定は(五)の規定により行うものとする。

強化液	消火薬剤の種別					消火模型を消火するための条件
	消火薬剤の量	試験用消火器の量	放射時間	基準		
五・〇	(トル)	(リットル)	(リットル)	(秒)	時間	
六・〇・七・五						
四十						

第一種機械泡	五・〇	六・〇・七・五	四十
第二種機械泡	三・〇	三・六・四・五	三十五
第一種浸潤剤等入り水	五・〇	六・〇・七・五	四十
第二種浸潤剤等入り水	三・〇	三・六・四・五	三十五
第三種浸潤剤等入り水	二・〇	二・四・三・〇	三十

備考

一 試験用消火器は、棒状ノズルの蓄圧式消火器とする。

二 基準放射時間は、温度二十度において行うものとする。

(一) 消火試験は、別図に示す模型を用いるものとすること。

(二) 著しい毒性又は腐食性を有しないものであつて、かつ、著しい毒性又は腐食性のあるガスを発生しないものであること。

(三) 結晶の析出、溶液の分離、浮遊物又は沈殿物の発生その他の異常を生じないものであること。

(四) 浸潤剤等を混和し、又は添加する場合にあつては、消火薬剤の性状又は性能に悪影響を与えない浸潤剤等を使用すること。

(五) 腐敗、変質等のおそれのないものであること。

(六) アルカリ性反応を呈すること。

(七) 凝固点が零下二十度以下であること。

(八) 無風の状態（風速〇・五メートル毎秒以下の状態をいう。以下同じ。）において行うこと。

(九) 消火薬剤の放射終了時において残炎が認められず、かつ、放射終了後二分以内に再燃しない場合においては、それらの模型は完全に消火されたものと判定すること。

(七) 第四号の試験に適合すること。

二 第一種機械泡及び第二種機械泡は、化学反応によらず消火効果を有する泡を生成する水溶性の消火薬剤で、前号(一)から(四)まで及び(七)に定めるもののほか、次に適合するものとする」と。

(一) 放射される泡は、耐火性を持続することができるものであること。

(二) 水溶液又は液状若しくは粉末状のものであること。この場合において、液状又は粉末状の消火薬剤にあつては、水に溶けやすいものであること。

(三) 温度二十度の消火薬剤を充填した発泡用消火器を作動させた場合において放射される泡の容量が消火薬剤の容量の五倍以上であり、かつ、発泡前の水溶液の容量の二十五パーセントの水溶液が泡から還元するために要する時間が一分以上であること。

(四) 凝固点は、使用温度の下限値未満であること。

三 第一種浸潤剤等入り水、第二種浸潤剤等入り水及び第三種浸

二 強化液消火薬剤

第一号に定める消火薬剤のうち強化液消火薬剤は、(一)から(七)までに適合するアルカリ金属塩類の水溶液でなければならぬ。

(一) 著しい毒性又は腐食性を有しないものであつて、かつ、著しい毒性又は腐食性のあるガスを発生しないものであること。

(二) 結晶の析出、溶液の分離、浮遊物又は沈殿物の発生その他の異常を生じないものであること。

(三) 消火薬剤には、浸潤剤等を混和し、又は添加することができるものであること。

(四) 浸潤剤等は、消火薬剤の性状又は性能に悪影響を与えないものであること。

(五) 腐敗、変質等のおそれのないものであること。
(六) アルカリ性反応を呈すること。

(七) 凝固点が零下二十度以下であること。

三 第一種機械泡及び第二種機械泡消火薬剤

潤剤等入り水は、浸潤剤等を含有する水溶性の消火薬剤で、第一号(一)から四まで及び七並びに前号四の規定に適合するものとすること。

第一号に定める消火薬剤のうち、第一種機械泡及び第二種機械泡消火薬剤は、前号(一)から(四)までの規定の例によるほか、(一)から四までに適合するものとする。

(一) 放射される泡は、耐火性を持続することができるものであること。

(二) 水溶液又は液状若しくは粉末状のものであること。この場合において、液状又は粉末状の消火薬剤にあつては、水に溶けやすいものであること。

(三) 温度二十度の消火薬剤を充てんした発泡用消火器を作動させた場合において放射される泡の容量が消火薬剤の容量の五倍以上であり、かつ、発泡前の水溶液の容量の二十五パーセントの水溶液が泡から還元するために要する時間が一分以上であること。

(四) 凝固点は、使用温度の下限値未満であること。

四 第一種、第二種及び第三種浸潤剤等入り水消火薬剤

第一号に定める消火薬剤のうち第一種、第二種及び第三種浸潤剤等入り水消火薬剤は、第二号(一)から(四)まで及び前号四の規定の例によるものとする。

(一) 消火薬剤の量、試験用消火器の容量及び消火薬剤の放射時間は、次の表の第一欄に掲げる消火薬剤の種類に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる量、同表の第三欄に掲げる容量及び同表の第四欄に掲げる時間とすること。

消火薬剤の種類

消火薬剤の量 (リットル)	試験用消火器の容量 (リットル)	試験用消火薬剤の放射時間 (秒)
------------------	---------------------	---------------------

強化液

第三種浸潤剤等入り水	第二種浸潤剤等入り水	第一種浸潤剤等入り水	第二種機械泡	第一種機械泡	強化液
二・〇	三・〇	五・〇	三・〇	五・〇	五・〇
三・〇	二・四 四・五	三・六 七・五	六・〇 四・五	三・六 七・五	六・〇 七・五
三十	三十五	四十	三十五	四十	四十

別図に示す模型を用いること。

(三) (二)

- 四 燃焼なべに、三・〇リットルのノルマルヘブタンを入れ点火すること。
ルの蓄圧式消火器を使用すること。

(四) 点火してから三分後に、試験用消火器から消火薬剤を放射し、消火を開始すること。

(五) 無風の状態（風速〇・五メートル毎秒以下の状態をいう。）において行うこと。

(六) 温度二十度の状態において行うこと。

(七) 消火薬剤の放射が終了した時に炎が認められず、かつ、放射が終了してから二分を経過するまでの間に再燃しない場合に、この試験に適合するものと判定すること。

五 消火薬剤は、希釈、濃縮、固化、吸湿、変質その他の異常を生じないように、容器に封入すること。

六 消火薬剤の容器（容器に表示することが不適当な場合にあっては、包装）には、次に掲げる事項を記載した簡明な表示をすること。

- (一) 「消火設備用消火薬剤」の文字
- (二) 消火薬剤の種類
- (三) 消火薬剤の容量又は質量
- (四) 腐食性
- (五) 取扱い上の注意事項
- (六) 製造年月
- (七) 製造者名又は商標
- (八) 型式番号

五 消火薬剤は、希釈、濃縮、固化、吸湿、変質その他の異常を生じないように、容器に封入しなければならない。

六 消火薬剤の容器（容器に表示することが不適当な場合にあっては、包装）には、(一)から(八)までに掲げる事項を記載した簡明な表示をしなければならない。

- (一) 「消火設備用消火薬剤」の文字
- (二) 消火薬剤の種類
- (三) 消火薬剤の容量又は質量
- (四) 腐食性
- (五) 取扱い上の注意事項
- (六) 製造年月
- (七) 製造者名又は商標
- (八) 型式番号

○消防庁告示第三号

必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成十六年総務省令第十九十二号）第二条第二項の規定に基づき、平成十六年消防庁告示第十三号（必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第二条第二項の規定に基づくパッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準）の一部を次のように改正する。

平成二十八年一月二十九日

消防庁長官 佐々木敦朗

第二第十四号中「選択弁」を「選択弁等」に改め、「拡大」を削り、同号を同第十七号とし、第二中第九号から第十三号までを三号ずつ繰り下げ、同第八号の二中「及び」を「、及び」に改め、同号を同第十一号とし、第二中第二号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　I型 第六、第十五及び第十六においてI型として定める性能を有するパッケージ型自動消火設備をいう。

二　II型 第六、第十五及び第十六においてII型として定める性能を有するパッケージ型自動消火設備をいう。

第三を次のように改める。

第三 パッケージ型自動消火設備を設置することができる防火対象物

パッケージ型自動消火設備は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める防火対象物又はその部分に設置することができるものとする。

一　I型　消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号。以下「令」という。）第十二条第一項第一号、第三号、第四号及び第九号から第十二号までに掲げる防火対象物又はその部分（令第十二条第二項第二号ロに規定する部分を除く。）のうち、令別表第一(五)項若しくは(六)項に掲げる防火対象物又は同表(六)項に掲げる防火対象物の同表(五)項若しくは(六)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分で、延べ面積が一万平方メートル以下のもの

二　II型　令第十二条第一項第一号及び第九号に掲げる防火対象物又はその部分で、延べ面積が二百七十五平方メートル未満のもの（易燃性の可燃物が存し消火が困難と認められるものを除く。）

第四第一号中「防火対象物の」を「防火対象物又はその部分のうち、」に改め、同第二号後段を削り、同第三号中「その」を「当該設備の」に、「同時放射区域」を「各同時放射区域」に改め、同第四号中「設ける」を「設置する」に改め、同第六号中「パッケージ型自動消火設備の消火薬剤」を「I型にあっては、次に定めるところにより、消火薬剤」に、「場合にあっては、次による」を「ことができる」に改め、同号ハを次のように改める。

(一) 隣接する同時放射区域間の設備を共用しないこと。ただし、次の場合にあっては、この限り

でないこと。

イ 隣接する同時放射区域が建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一百七条若しくは第一百七条の二に規定する技術的基準に適合する壁若しくは間仕切壁又はこれらと同等以上の性能を有する壁若しくは間仕切壁で区画され、かつ、開口部に建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二ロに規定する防火設備である防火戸が設けられている場合

ロ 入所者が就寝に使用する居室以外であつて、講堂、機能訓練室その他これらに類するもので、可燃物の集積量が少なく、かつ、延焼のおそれがないと認められる場所に設置する場合

ハ イ又はロに掲げる場合のほか、令第十二条第二項第三号の二に規定する床面積の合計が千平方メートル未満の防火対象物又はその部分に設置する場合であつて、火災が発生した同時に放射区域以外の同時放射区域に対応する防護区域に設ける放出口から消火薬剤が放射されないよう設置する場合

第四第六号〔二〕中「パッケージ型自動消火設備は、」を削り、「放出できるものである」を「放射できるパッケージ型自動消火設備を用いる」に改め、同号〔三〕中「パッケージ型自動消火設備の」を削り、「ものである」を「パッケージ型自動消火設備を用いる」に改め、第四に次の二号を加える。

七 パッケージ型自動消火設備の放出口は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第十三条第三項各号に掲げる部分以外の部分に設けること。

八 第十七第二号(三)の火災拡大抑制試験において、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一定の時間建築基準法施行令第一百八条の二各号に掲げる要件を満たす性能を有する材料で壁及び天井の室内に面する部分の仕上げをした試験室のみを用いて消防性能を判定したパッケージ型自動消火設備の放出口にあっては、壁及び天井（天井のない場合にあっては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを当該材料と同等以上の性能を有する材料でした部分にのみ設けることができる。

第五第一号中「パッケージ型自動消火設備に表示されている防護区域を有効に包含するよう」を「当該感知部に係る警戒区域及び当該放出口に係る防護区域が一の同時放射区域を有効に包含するよう」に改め、同第四号を次のように改める。

四 床面から放出口の取付け面（放出口を取り付ける天井の室内に面する部分又は上階の床若しくは屋根の下面をいう。）までの高さは、次の(一)又は(二)に掲げる区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に定める高さとすること。

(一) I型 二・四メートル（第十七第一号の消防試験を別図一に示すA模型を使用し感知部と連動させた状態で行つた結果、二・四メートルを超える高さで消防性能が確認できた場合にあつ

ては、当該高さ) 以下

(二) II型 二・五メートル (第十七第二号の消火試験を行つた結果、二・五メートルを超える高さで消火性能が確認できた場合にあつては、当該高さ) 以下

第五第六号後段を削り、同第八号に次のただし書きを加える。

ただし、II型についてこれらを難燃性の箱に収納する場合にあつては、点検に便利な箇所に設置すれば足りること。

第六第十四号を同第十五号とし、同第十三号中「一つの」を「一の」に改め、同号を同第十四号とし、同第十二号を同第十三号とし、同第十一号中「、又は」を「又は」に改め、同号を同第十二号とし、第六中第六号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同第五号の次に次の一号を加える。

六 主電源に電池を用いないこと。ただし、次に適合するパッケージ型自動消火設備 (II型に限る。) について当該設備を有効に作動させることができる容量を有する電池を用いる場合は、この限りでないこと。

(一) 電池の交換が容易にできること。

(二) 電池の電圧がパッケージ型自動消火設備を有効に作動できる電圧の下限値となつたことを七十二時間以上点滅表示等により自動的に表示し、又はその旨を七十二時間以上音等により伝達することができること。

第八を次のように改める。

第八 放出口及び放出導管

放出口及び放出導管は、次の各号に定めるところによる。

- 一 金属材料で造ること。ただし、火災によつて生ずる熱により変形、損傷等が生じない措置を講ずる場合は、この限りでないこと。

- 二 耐圧試験（消火器の技術上の規格を定める省令（昭和三十九年自治省令第二十七号。第九第一号において「消火器規格省令」という。）第十二条第一項第一号の規定の例により行う試験を行う。）を行つた場合において、漏れを生ぜず、かつ、変形を生じないこと。

- 三 内面等の放射に関係する部分は、平滑に仕上げること。

- 四 放出口の取付け部と放出導管は、確実に取り付けること。

- 五 管継手は、放出導管を確実に接続することができるものであること。

- 六 消火薬剤（蓄圧式の貯蔵容器にあつては、消火薬剤及び加圧用ガス）を貯蔵する容器から放出口までの放出導管（II型に係るものに限る。）の長さは、十メートル以下とすること。

- 七 前各号に定めるところによるほか、火源を検知し方向を定めて消火薬剤を放射し、火災を消火する方式のものにあつては、次に定めるところによる。

- (一) 自動的に、かつ、確実に火源の位置を検知できること。

(二) 自動的に放出口を消火のために有効な方向に向けることができる。

(三) 放出口は、消火薬剤を消火のために有効な分布で放射することができる。

第九第一号中「、第三十五条第一項」を削り、同第二号中「消火薬剤の放出」を「I型にあつては、消火薬剤の放射」に改める。

第十第一号中「第八第一号〔から〕まで」を「第八第一号から第三号まで」に改め、同第二号中「放出」を「放射」に改める。

第十一第三号に次のただし書きを加える。

ただし、一の警戒区域から二以上の異なる火災信号を受信し、作動装置等に起動信号を発信した後において、異なる警戒区域から二以上の異なる火災信号を受信した場合には、起動信号を発信しなくてもよいこと。

第十一第七号中「講じる」を「講ずる」に改める。

第十二中「パッケージ型自動消火設備」の下に「(I型に限る。)」を加え、同第一号中「第八第一号〔から〕まで」を「第八第一号から第三号まで」に改め、同第二号中「当該」を「火災の発生した警戒区域に対応する」に改める。

第十三中「電気を使用するパッケージ型自動消火設備」を「パッケージ型自動消火設備(主電源に電池を用いるものを除く。)」に改める。

第十四第三号中「電源の電圧を次の範囲内で」を「次の〔又は〕に掲げる電源の区分に応じ、それ〔又は〕に定める範囲内で電圧を」に改め、同号〔中「以下」の下に「（主電源に電池を用いるパッケージ型自動消火設備にあっては、供給される電力に係る電圧変動の下限値以上上限値以下）」を加える。

第十五第二号を次のように改める。

二 次の〔又は〕に掲げる区分に応じ、それぞれ〔又は〕に定める量以上の量を放射できること。

〔一〕 I型 充填された消火薬剤の容量又は質量の八十五パーセントの量

〔二〕 II型 充填された消火薬剤の容量又は質量の九十パーセントの量

第十六から第十八までを次のように改める。

第十六 消火性能

パッケージ型自動消火設備の消火性能については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める試験に適合するものとする。

一 I型 第十七第一号〔中の第一消火試験（第八第七号に定める放出口を有しないパッケージ型自動消火設備について試験を行う場合に限る。）又は第十七第一号〔の第二消火試験

二 II型 第十七第二号〔の第一消火試験、同号〔の第二消火試験及び同号〔の火災拡大抑制試験

第十七 消火試験

パッケージ型自動消火設備の消防性能を判定する消防試験の方法は、次の各号に定めるところによる。

一　I型における消防試験は、次に定めるところによること。

(1) 第一消防試験は、イからヘまでに定めるところにより、その判定はトの規定により行うこと。

イ 別図一に示すA模型及びB模型を用いること。

ロ A模型及びB模型は、防護区域内の任意の場所にその模型の平面の三分の二以上が防護区域内となるようにそれぞれ置くこと。

ハ A模型の燃焼なべに、四・〇リットルのノルマルヘプタンを入れ、点火すること。

ニ 放出口は、床面上二・四メートルの天井面に取り付け、点火してから三分後に、放出口から消火薬剤を放射し、消防を開始すること。

ホ 放射が終了した後、ただちにB模型の鉄製皿に〇・四リットルのノルマルヘプタンを入れて点火し、消火薬剤の放射開始から二十分を経過するまで燃焼させるとともにB模型の中心上の天井面下五センチメートルの位置の温度を測定すること。

ヘ 無風の状態（風速〇・五メートル毎秒以下の状態をいう。）ト及び第十九第四号（六）において同じ。）において行うこと。

ト 次の(1)及び(2)を満足する場合に、この試験に適合するものと判定すること。

(1) A模型について、消火薬剤の放射を開始してから三分後（放射時間が三分以下のものにあつては放射が終了した時）に炎が認められず、かつ、放射終了後、放射を開始してから二十分を経過するまでの間に再燃しない場合

(2) B模型について、ノルマルヘプタンの燃焼中に測定した温度の上昇が、消火薬剤の放射を開始してから二十分を経過するまでの間、百七十度を超えない場合

(2)

イ 別図一に示すA模型二個を用い、防護区域内の任意の場所に、模型相互の距離を十センチメートル離し、かつ、当該模型の平面の三分の一以上が防護区域内となるように置くこと。

ロ A模型の燃焼なべに、四・〇リットルのノルマルヘプタンを入れ、点火すること。

ハ 放出口は、床面上二・四メートルの天井面に取り付け、点火してから三分後に、放出口から消火薬剤を放射し、消火を開始すること。

ニ 別図一に示すB模型二個を用い、防護区域内の任意の場所に、模型相互の距離を十センチメートル離し、かつ、当該模型の平面の三分の二以上が防護区域内となるように置くこと。ホ パッケージ型自動消火設備に適切な措置を施し、ハで確認された放射パターンとなるように放出口から消火薬剤を放射すること。

ヘ 放射が終了した後、ただちにB模型の鉄製皿に〇・四リットルのノルマルヘプタンを入れ

て点火し、消火薬剤の放射を開始してから二十分を経過するまで燃焼させるとともにB模型の中心上の天井面下五センチメートルの位置の温度を測定すること。

ト 無風の状態において行うこと。

チ 次の(1)及び(2)を満足する場合に、この試験に適合するものと判定すること。

- (1) A模型について、消火薬剤の放射を開始してから三分後に炎が認められず、かつ、放射終了後、放射を開始してから二十分を経過するまでの間に再燃しない場合

- (2) B模型について、ノルマルヘプタンの燃焼中に測定した温度が、消火薬剤の放射を開始してから二十分を経過するまでの間、百七十度以上に上昇しない場合

ニ II型における消火試験は、次に定めるところによること。

(1) 第一消火試験は、イからハまでに定めるところにより、その判定はニの規定により行うこと。
イ 厚さ四ミリメートルのラワン合板を用いた壁体模型二個及び別図二に示すC模型二個を別図三に示す位置に置くこと。

ロ 放出口を別図三に示す位置に取り付けること。

ハ 各C模型全体にそれぞれエタノール五十ミリリットルを散布し、点火すること。

ニ 消火薬剤の放射が終了してから一分後に残炎が認められず、かつ、放射が終了してから二分を経過するまでの間に再燃しない場合に、この試験に適合するものと判定すること。

(二) 第二消火試験は、イからハまでに定めるところにより、その判定は二の規定により行うこと。

イ 別図四に示すD模型を別図五に示す位置に置くこと。

ロ 放出口を別図五に示す位置に取り付けること。

ハ D模型の燃焼なべに、一・五リットルのノルマルヘプタンを入れて点火し、五分間予燃した後に試験を開始すること。

ニ 消火薬剤の放射が終了してから一分後に残炎が認められず、かつ、放射が終了してから二分を経過するまでの間に再燃しない場合に、この試験に適合するものと判定すること。

(三) 火災拡大抑制試験は、イからホまでに定めるところにより、その判定はへの規定により行うこと。

イ 別図六に示す試験室で試験を行うこと。

ロ 別図七に示すE模型及び別図八に示す家具模型二個を用い、厚さ六ミリメートルの不燃材料の上に置くこと。

ハ 試験室の天井部に、感知部及びスプリンクラーヘッド（標示温度七十二度で感度種別が一種のものに限る。）を別図六に示す位置に取り付けること。

ニ 試験室の天井部に、放出口を、当該放出口に係る防護区域が別図六に示す試験用同時放射区域を有効に包含するように、かつ、当該区域内に均等に配置されるように取り付けること。

ホ 燃焼皿に○・五リットルの水及び○・二五リットルのノルマルヘプタンを入れ点火するとともに、家具模型に点火すること。

ヘ 次の(1)から(4)を満足する場合に、この試験に適合するものと判定すること。

- (1) 別図六に示す熱電対a及び熱電対bにおいて測定された温度が、点火してから三十分を経過するまでの間、いずれも三百十五度を超えないこと。

- (2) 別図六に示す熱電対cにおいて測定された温度が、点火してから三十分を経過するまでの間、九十三度を超えず、かつ、二分間以上継続して五十四度を超えないこと。

- (3) 別図六に示す熱電対dにおいて測定された温度が、点火してから三十分を経過するまでの間、二百六十度を超えないこと。

- (4) 点火してから三十分を経過するまでの間、試験室に設置されたスプリンクラーヘッドが作動しないこと。

第十八 消火薬剤の種類及び貯蔵量

パッケージ型自動消火設備に使用する消火薬剤の種類及び貯蔵量は、次の各号に定めるところによる。

一 消火薬剤の種類は、次の(一)又は(二)に掲げる区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に定める種類とすること。

(一) I型 第十九第一号に定める強化液、第十九第二号に定める第一種機械泡若しくは第二種機械泡又は第十九第三号に定める第一種浸潤剤等入り水、第二種浸潤剤等入り水若しくは第三種浸潤剤等入り水

(二) II型 第十九第三号に定める第三種浸潤剤等入り水

二 消火薬剤の貯蔵量は、次の表の上欄に掲げる消火薬剤の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる区分及び防護面積に応じた量以上の量とすること。

消火薬剤の種類	防護面積十 トル	I 型		II 型	
		消火薬剤の貯蔵量(リットル)		消火薬剤の貯蔵量(リットル)	
強化液	三平方メー トル	防護面積二 トル	十一平方メ ートル	防護面積三 トル	十四平方メ ートル
第一種機械泡	二百三十四	二百三十四	三百七十八	六百十二	九百九十
第二種機械泡	二百三十四	二百三十四	三百七十八	六百十二	九百九十
第一種浸潤剤等入り水	五百九十四	五百九十四	五百九十四	五百九十四	五百九十四
第二種浸潤剤等入り水	三百六十八	三百六十八	三百六十八	三百六十八	三百六十八
第二種浸潤剤等入り水	二百二十七	二百二十七	三百七十八	六百十二	六百十二
第一種浸潤剤等入り水	百四十一	百四十一	二百三十四	三百七十八	五百九十四
第一種浸潤剤等入り水	百四十一	百四十一	二百三十四	三百七十八	五百九十四
第一種浸潤剤等入り水	二百三十四	二百三十四	三百七十八	六百十二	九百九十
第一種浸潤剤等入り水	五百九十四	五百九十四	五百九十四	五百九十四	五百九十四

三 I型における放射時間は、一分以上とすること。

第十九中「消火薬剤性能等は次」を「消火薬剤の性能等は、次の各号」に改め、同第一号から第四号までを次のように改める。

一 強化液は、アルカリ金属塩類を含有する水溶性の消火薬剤で、次に適合するものとすること。

(一) 著しい毒性又は腐食性を有しないものであつて、かつ、著しい毒性又は腐食性のあるガスを発生しないものであること。

(二) 結晶の析出、溶液の分離、浮遊物又は沈殿物の発生その他の異常を生じないものであること。

(三) 浸潤剤等を混和し、又は添加する場合にあつては、消火薬剤の性状又は性能に悪影響を与えない浸潤剤等を使用すること。

(四) 腐敗、変質等のおそれのないものであること。

(五) アルカリ性反応を呈すること。

(六) 凝固点が零下二十度以下であること。

(七) 第四号の試験に適合すること。

二 第一種機械泡及び第二種機械泡は、化学反応によらず消火効果を有する泡を生成する水溶性の消火薬剤で、前号(一)から(四)まで及び(七)に定めるもののほか、次に適合するものとすること。

(一) 放射される泡は、耐火性を持続することができるものであること。

(二) 水溶液又は液状若しくは粉末状のものであること。この場合において、液状又は粉末状の消防薬剤にあつては、水に溶けやすいものであること。

(三) 温度二十度の消防薬剤を充填した発泡用消火器を作動させた場合において放射される泡の容量が消防薬剤の容量の五倍以上であり、かつ、発泡前の水溶液の容量の二十五パーセントの水溶液が泡から還元するため必要とする時間が一分以上であること。

(四) 凝固点は、使用温度の下限値未満であること。

(三) 第一種浸潤剤等入り水、第二種浸潤剤等入り水及び第三種浸潤剤等入り水は、浸潤剤等を含有する水溶性の消防薬剤で、第一号(一)から(四)まで及び(七)並びに前号(四)の規定に適合するものとすること。

(四) 消火薬剤の性能に関する試験は、(一)から(七)までに定めるところにより、その判定は(八)の規定により行うこと。

(一) 消火薬剤の量、試験用消火器の容量及び消防薬剤の放射時間は、次の表の第一欄に掲げる消防薬剤の種類に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる量、同表の第三欄に掲げる容量及び同表の第四欄に掲げる時間とすること。

消火薬剤の種類	消火薬剤の量	試験用消火器の容量	消火薬剤の放射時間
---------	--------	-----------	-----------

強化液	(リットル)	(リットル)	(秒)
第一種機械泡	五・〇	六・〇～七・五	四十
第二種機械泡	三・〇	六・〇～七・五	四十
第一種浸潤剤等入り水	五・〇	三・六～四・五	三十五
第二種浸潤剤等入り水	三・〇	六・〇～七・五	四十
第三種浸潤剤等入り水	二・〇	三・六～四・五	三十五
	二・四～三・〇	三十	

- (二) 別図九に示すF模型を用いること。
- (三) 試験用消火器は、試験を行う消火薬剤を充填した棒状ノズルの蓄圧式消火器を使用すること。
- (四) 燃焼なべに、三・〇リットルのノルマルヘプタンを入れ点火すること。
- (五) 点火してから三分後に、試験用消火器から消火薬剤を放射し、消火を開始すること。
- (六) 無風の状態において行うこと。
- (七) 温度二十度の状態において行うこと。
- (八) 消火薬剤の放射が終了した時に炎が認められず、かつ、放射が終了してから二分を経過するまでの間に再燃しない場合に、この試験に適合するものと判定すること。
- 第十九第五号中「しなければならない」を「すること」に改め、同第六号中「(一)から(八)まで」を「

次」に、「しなければならない」を「する」と改める。

第二十中第十一号を第十三号とし、第五号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第四号を第五号とし、回号の次に次の一号を加える。

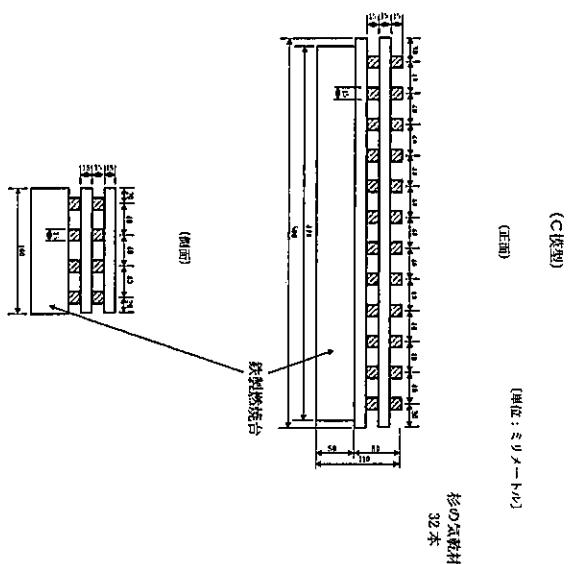
六 主電源に電池を用いるものにあつては、当該電池の種類及び電圧

第二十第三号を同第四号とし、同第一号中「種別」を「種類」に改め、回号を同第三号とし、同第一号の次に次の一号を加える。

I型又はII型の別

別図1を次のよう改める。

別図2



別図一の次に次の七図を加える。

別図3

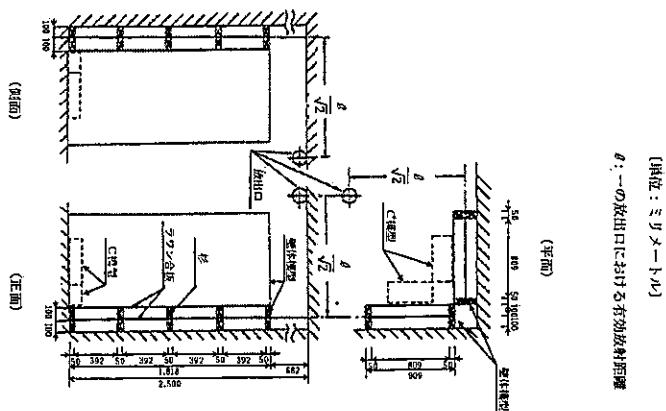


図4

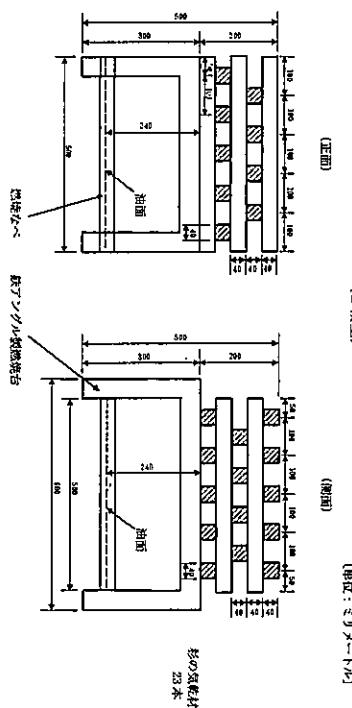
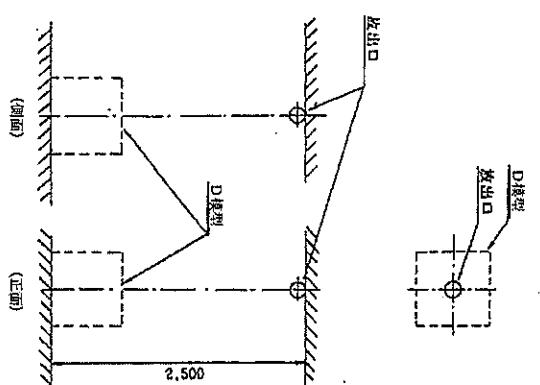


図5



[単位：ミリメートル]

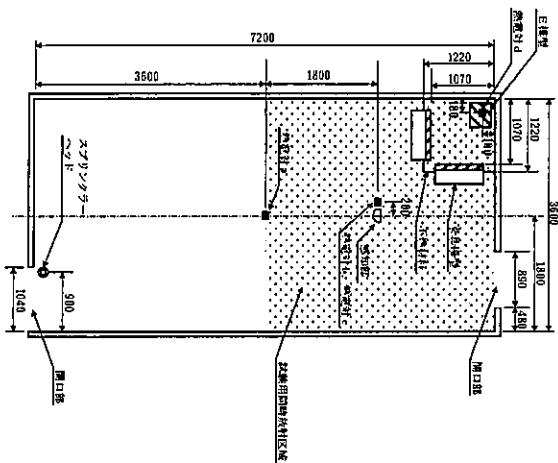
(平面)

(D) 構型

(側面)

別図6

(平面) [規格: ミリメートル]



備考

天井の高さは2.5メートル以上とし、天井の材料は厚さ5.0ミリメートルの珪藻土板とする。

壁の材料は、厚さ5.5ミリメートルのラワン合板（合板の日本建築規格（平成15年建築省告示第233号）で規定する普通合板のものとす）。）とする。

壁に2箇所の開口部を設けて、当該開口部の高さは2.2メートルとすること。

E級類は、近接する壁から50.0ミリメートル離して置くこと。

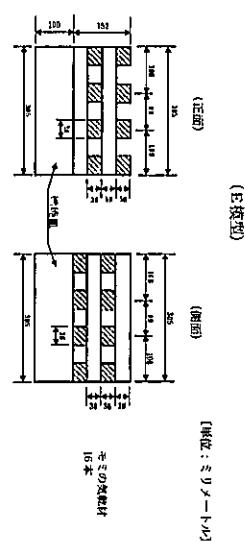
熱電対a及び熱電対bは、天井の屋内に面する部分から下方に76.0ミリメートルの位置とすること。

熱電対cは、床面から上方に1.6メートルの位置とすること。

熱電対dは、天井裏に面する部分から上方に6.0ミリメートルの位置とすること。

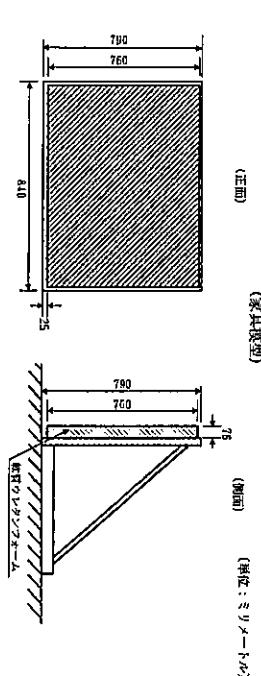
試験用荷重分布区域は、[■■■]の部分とすること。

別図7

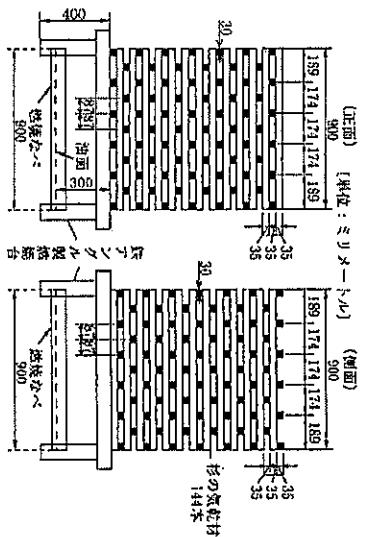


備考 モニ材は、質量2.5キログラム以上3.2キログラム以下のものを用いること。

別図8



備考 樹脂ウレタンフォームは、密度27.2キログラム毎立方メートル以上30.4キログラム
每立方メートル以下のものを用いること。



附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際にパッケージ型自動消火設備が設置されている防火対象物若しくは現にパッケージ型自動消火設備の設置に係る工事中の防火対象物又は施行の日から平成二十九年三月三十一日までにパッケージ型自動消火設備の設置に係る工事を開始する防火対象物における当該パッケージ型自動消火設備のうち、改正後の平成十六年消防庁告示第十三号第二十第二号の規定に適合しないものに係る技術上の基準については、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

改正部分のうち、第四第六号ハ及び第十一第三号以外は平成27年11月14日から12月14日までの間に意見募集を行った内容に対応する部分、第四第六号ハ及び第十一第三号は平成27年11月26日から12月25日までの間に意見募集を行った内容に対応する部分です。○ パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準）の一部を改正する件 新旧対照表

平成十六年消防庁告示第十三号（必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第二条第二項の規定に基づくパッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準）
○ 平成十六年消防庁告示第十三号（必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第二条第二項の規定に基づくパッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準）
(傍線部分は改正部分)

	改 正 後	現 行
第二 趣旨 この告示は、パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定めるものとする。	第一 趣旨 この告示は、パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定めるものとする。	
第二 用語の意義 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 I型 第六、第十五及び第十六においてI型として定める性能を有するパッケージ型自動消火設備をいう。 二 II型 第六、第十五及び第十六においてII型として定める性能を有するパッケージ型自動消火設備をいう。 三 感知部 火災により生ずる熱、煙又は炎を利用して自動的に火災の発生を感じし、受信装置又は中継装置に、火災が発生した旨の信号（以下「火災信号」という。）を発信するものをいう。	第二 用語の意義 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (新設) 一 感知部 火災により生ずる熱、煙又は炎を利用して自動的に火災の発生を感じし、受信装置又は中継装置に、火災が発生した旨の信号（以下「火災信号」という。）を発信するものをいう。	

四 感知器型感知部 火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十六年自治省令第十七号。以下「感知器等規格省令」という。）第二条第一号に規定する感知器の感知部をいう。

五 その他の感知部 感知器型感知部以外の方法による感知部をいう。

六 放出口 火災の消火等のために、消火薬剤を有効に放射させるものをいう。

七 放出導管 消火薬剤を消火薬剤貯蔵容器等から放出口へ導く管をいう。

八 浸潤剤等 消火薬剤の性能を高め、又は性能を改良するために用いる浸潤剤、不凍剤等をいう。

九 消火薬剤貯蔵容器等 消火薬剤（蓄圧式の貯蔵容器にあっては、消火薬剤と加圧用ガス）を貯蔵する容器、加圧用ガスを貯蔵する容器及びこれに附属する部品をいう。

十 受信装置 火災信号を受信し、火災を感知した旨を音又は音声（以下「音等」という。）で知らせ、作動装置等を起動させる旨の信号（以下「起動信号」という。）を発信する装置をいう。

十一 中継装置 火災信号、起動信号又は作動装置等が作動した旨の信号（以下「作動信号」という。）を受信し及び発信する装置をいう。

二 感知器型感知部 火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十六年自治省令第十七号。以下「感知器等規格省令」という。）第二条第一号に規定する感知器の感知部をいう。

三 その他の感知部 感知器型感知部以外の方法による感知部をいう。

四 放出口 火災の消火等のために、消火薬剤を有効に放射させるものをいう。

五 放出導管 消火薬剤を消火薬剤貯蔵容器等から放出口へ導く管をいう。

六 浸潤剤等 消火薬剤の性能を高め、又は性能を改良するため用いる浸潤剤、不凍剤等をいう。

七 消火薬剤貯蔵容器等 消火薬剤（蓄圧式の貯蔵容器にあっては、消火薬剤と加圧用ガス）を貯蔵する容器、加圧用ガスを貯蔵する容器及びこれに附属する部品をいう。

八 受信装置 火災信号を受信し、火災を感知した旨を音又は音声（以下「音等」という。）で知らせ、作動装置等を起動させる旨の信号（以下「起動信号」という。）を発信する装置をいう。

八の二 中継装置 火災信号、起動信号又は作動装置等が作動した旨の信号（以下「作動信号」という。）を受信し及び発信する装置をいう。

十二 作動装置 起動信号により、弁等を開け、消火薬剤貯蔵容器等から消火薬剤を送り出すための装置をいう。

十三 警戒区域 パッケージ型自動消火設備の感知部が、発生した火災を有效地に感知することができる区域をいう。

十四 警戒面積 警戒区域の面積をいう。

十五 防護区域 パッケージ型自動消火設備の放出口から放射される消火薬剤により火災の消火ができる区域をいう。

十六 防護面積 防護区域の面積をいう。

十七 同時放射区域 火災が発生した場合において、作動装置又は選択弁等に接続する一の放出導管に接続される、一定の区域に係る全ての放出口から消火及び延焼防止のために同時に消火薬剤を放射し、防護すべき区域をいう。

十八 防護区域 パッケージ型自動消火設備を設置することができる防火対象物

第三 パッケージ型自動消火設備を設置することができる防火対象物

当該各号に定める防火対象物又はその部分に設置することができるものとする。

九 作動装置 起動信号により、弁等を開け、消火薬剤貯蔵容器等から消火薬剤を送り出すための装置をいう。

十 警戒区域 パッケージ型自動消火設備の放出口から放射される火災を有效地に感知することができる区域をいう。

十一 警戒面積 警戒区域の面積をいう。

十二 防護区域 パッケージ型自動消火設備の放出口から放射される消火薬剤により火災の消火ができる区域をいう。

十三 防護面積 防護区域の面積をいう。

十四 同時放射区域 火災が発生した場合において、作動装置又は選択弁に接続する一の放出導管に接続される、一定の区域に係る全ての放出口から消火及び延焼拡大防止のために同時に消火薬剤を放射し、防護すべき区域をいう。

十五 防護区域 パッケージ型自動消火設備を設置することができる防火対象物

第三 パッケージ型自動消火設備を設置することができる防火対象物

パッケージ型自動消火設備は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める防火対象物又はその部分に設置することができるるものとする。

（一）第十二条第一項第一号、第三号、第四号及び第九号から第十一号までに掲げる防火対象物又はその部分（令第十二条第二項第二号ロに掲げる部分を除く。）のうち、令別表第一(五)項若しくは(六)項に掲げる防火対象物又は同表(六)項に掲げる防火対象物の同表(四)項若しくは(六)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分

であつて、延べ面積が一万平方メートル以下のもののうち、主として、居住、執務、作業、集会、娯楽及びその他これらに類する目的のために継続的に使用される室、廊下並びに通路等の人が常時出入りする場所に設置すること。ただし、パッケージ型自動消防設備を設置する防火対象物の部分のうち、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第十三条第三項に掲げる部分については、パッケージ型消防設備を「パッケージ型消防設備の設置及び維持に関する技術上の基準」（平成十六年消防庁告示第十二号）に従い設置することができる。

I型 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号。以下「

令」という。）第十二条第一項第一号、第三号、第四号及び第九号から第十二号までに掲げる防火対象物又はその部分（令第十二条第二項第二号ロに規定する部分を除く。）のうち、令別表第一（同項若しくは内項に掲げる防火対象物又は同表内項に掲げる防火対象物の同表内項若しくは内項に掲げる防火対象物の用途に供される部分で、延べ面積が一万平方メートル以下のもの）

二 II型 令第十二条第一項第一号及び第九号に掲げる防火対象物又はその部分で、延べ面積が二百七十五平方メートル未満のもの（易燃性の可燃物が存し消火が困難と認められるものを除く。）

第四 設置及び維持に関する技術上の基準

パッケージ型自動消火設備は、次の各号に定めるところにより設置し、及び維持するものとする。

一 同時放射区域は、原則としてパッケージ型自動消火設備を設置しようとする防火対象物又はその部分のうち、壁、床、天井、戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。以下同じ。）等で区画されている居室、倉庫等の部分ごとに設定すること。

二 壁、床、天井、戸等で区画されている居室等の面積が十三平方メートルを超えている場合においては、同時放射区域を二以上に分割して、設定することができる。

三 パッケージ型自動消火設備は、当該設備の防護面積（二以上）のパッケージ型自動消火設備を組み合せて使用する場合においては、当該設備の防護面積の合計）が各同時放射区域の面積以上であるものを設置すること。

四 パッケージ型自動消火設備は、同時放射区域において発生した火災を有効に感知し、かつ、消火できるように設置すること。

五 同時放射区域を二以上のパッケージ型自動消火設備により防護する場合にあつては、同時に放射できるように作動装置等を連動させること。

第四 設置及び維持に関する技術上の基準

パッケージ型自動消火設備は、次の各号に定めるところにより設置し、及び維持するものとする。

一 同時放射区域は、原則としてパッケージ型自動消火設備を設置しようとする防火対象物の壁、床、天井、戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。以下同じ。）等で区画されている居室、倉庫等の部分ごとに設定すること。

二 壁、床、天井、戸等で区画されている居室等の面積が十三平方メートルを超えている場合においては、同時放射区域を二以上に分割して、設定することができる。この場合、それぞれの同時放射区域の面積は十三平方メートル以上とすること。

三 パッケージ型自動消火設備は、その防護面積（二以上のパッケージ型自動消火設備を組み合せて使用する場合においては、当該設備の防護面積の合計）が同時放射区域の面積以上であるものを設置すること。

四 パッケージ型自動消火設備は、同時放射区域において発生した火災を有効に感知し、かつ、消火できるように設けること。

五 同時放射区域を二以上のパッケージ型自動消火設備により防護する場合にあつては、同時に放射できるように作動装置等を連動させること。

六 I型にあつては、次に定めるところにより、消火薬剤、消火

薬剤貯蔵容器等、受信装置、中継装置、作動装置等を二以上の

同時放射区域において共用することができること。

(一) 隣接する同時放射区域間の設備を共用しないこと。ただし

、次の場合にあつては、この限りでないこと。

イ 隣接する同時放射区域が建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条若しくは第百七条の二に規定する技術的基準に適合する壁若しくは間仕切壁又はこれらと同等以上の性能を有する壁若しくは間仕切壁で区画され、かつ、開口部に建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する防火設備である防火戸が設けられている場合

ロ 入所者が就寝に使用する居室以外であつて、講堂、機能訓練室その他これらに類するもので、可燃物の集積量が少なく、かつ、延焼のおそれがないと認められる場所に設置する場合

ハ イ又はロに掲げる場合のほか、令第十二条第二項第三号の二に規定する床面積の合計が千平方メートル未満の防火対象物又はその部分に設置する場合であつて、火災が発生した同時放射区域以外の同時放射区域に対応する防護区域

六 パッケージ型自動消火設備の消火薬剤、消火薬剤貯蔵容器等

、受信装置、中継装置、作動装置等を二以上の同時放射区域において共用する場合にあつては、次によること。

(一) パッケージ型自動消火設備を共用する場合において、隣接する同時放射区域間の設備を共用しないこと。ただし、次の場合にあつては、隣接する同時放射区域間の設備を共用できること。

ア 隣接する同時放射区域が建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条に規定する耐火性能若しくは同施行令第百七条の二に規定する準耐火性能又はこれらと同等以上の防火性能を有する壁若しくは間仕切壁で区画され、かつ、開口部に建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する防火設備である防火戸が設けられている場合

イ 入所者が就寝に使用する居室以外であつて、講堂、機能訓練室その他これらに類するもので、可燃物の集積量が少なく、かつ、延焼のおそれがないと認められる場合

に設ける放出口から消火薬剤が放射されないよう設置する場合

(二) 共用する二以上の同時放射区域にそれぞれ対応する警戒区域において発生した火災を有効に感知することができ、かつ、火災が発生した同時放射区域に有効に消火薬剤を放射できるパッケージ型自動消火設備を用いること。

(三) 作動装置が作動してから共用するいずれの同時放射区域内においても三十秒以内に消火薬剤を放射することができるパッケージ型自動消火設備を用いること。

七 パッケージ型自動消火設備の放出口は、消防法施行規則(昭

和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。)第十三条第三項各号に掲げる部分以外の部分に設けること。

(二) パッケージ型自動消火設備は、共用する二以上の同時放射区域にそれぞれ対応する警戒区域において発生した火災を有効に感知することができ、かつ、火災が発生した同時放射区域に有効に消火薬剤を放出できること。

(三) パッケージ型自動消火設備の作動装置が作動してから共用するいずれの同時放射区域内においても三十秒以内に消火薬剤を放射することができるものであること。

(新設)

八 第十七第二号(三)の火災拡大抑制試験において、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一定の時間建築基準

法施行令第百八条の二各号に掲げる要件を満たす性能を有する材料で壁及び天井の室内に面する部分の仕上げをした試験室のみを用いて消火性能を判定したパッケージ型自動消火設備の放出口にあっては、壁及び天井(天井のない場合にあっては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。)の仕上げを当該材料と同等以上の性能を有する材料でした部分にのみ設けることができる)こと。

第五 設置及び維持に関する基準の細目

パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する基準の細目は、次の各号に定めるところによる。

一 感知部及び放出口は、当該感知部に係る警戒区域及び当該放出口に係る防護区域が一の同時放射区域を有効に包含するように、天井、壁等に確実に取り付けること。

二 感知部は、はり等により感知障害が生じないように、かつ、火災を有効に感知するよう設けること。

三 放出口は、はり等により放射障害が生じないように、かつ、火災を有効に消火することができるよう設けること。

四 床面から放出口の取付け面（放出口を取り付ける天井の室内に面する部分又は上階の床若しくは屋根の下面をいう。）までの高さは、次の〔一又は〕に掲げる区分に応じ、それぞれ〔一又は〕〔二〕に定める高さとすること。

(一) I型 二・四メートル（第十七第一号の消火試験を別図一に示すA模型を使用し感知部と連動させた状態で行った結果、二・四メートルを超える高さで消火性能が確認できた場合にあつては、当該高さ）以下

(二) II型 二・五メートル（第十七第二号の消火試験を行った結果、二・五メートルを超える高さで消火性能が確認できた場合にあつては、当該高さ）以下

第五 設置及び維持に関する基準の細目

パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する基準の細目は、次の各号に定めるところによる。

一 感知部及び放出口は、パッケージ型自動消火設備に表示されている防護区域を有効に包含するように天井、壁等に確実に取り付けること。

二 感知部は、はり等により感知障害が生じないように、かつ、火災を有効に感知するよう設けること。

三 放出口は、はり等により放射障害が生じないように、かつ、火災を有効に消火することができるよう設けること。

四 床面から放出口の取付け面（放出口を取り付ける天井の室内に面する部分又は上階の床若しくは屋根の下面をいう。）までの高さは、二・四メートル以下とすること。ただし、第十七の消火試験を、別図一に示すA模型を使用し感知部と連動させた状態で二・四メートルを超える高さで消火性能が確認できた場合にあつては、当該高さまで設置することができるのこと。

場合にあつては、当該高さ)以下

五 配線は、その用途に応じ、次に掲げる規定の例により設けること。

(一) 非常電源に係る配線 規則第十二条第一項第四号ホ

(二) 操作回路等に係る配線 規則第十二条第一項第五号

(三) 上記以外の配線 規則第二十四条第一号

六 放出導管は、規則第二十二条第四項第七号の規定の例により設けること。

七 消火薬剤貯蔵容器等は、地震動等により転倒しないように確実に設置すること。

八 受信装置、作動装置、消火薬剤貯蔵容器等及び中継装置（中継装置を設ける場合に限る。）は、点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設置すること。ただし、II型についてこれらを難燃性の箱に収納する場合にあつては、点検に便利な箇所に設置すれば足りること。

九 パッケージ型自動消火設備のうち充填した消火薬剤に接触する部分は、次に定めるところによること。

(一) 充填した消火薬剤に接触する部分について、三パーセントの塩化ナトリウム水溶液中に十四日間浸す腐食試験を行つた

五 配線は、その用途に応じ、次に掲げる規定の例により設けること。

(一) 非常電源に係る配線 規則第十二条第一項第四号ホ

(二) 操作回路等に係る配線 規則第十二条第一項第五号

(三) 上記以外の配線 規則第二十四条第一号

六 放出導管は、規則第二十二条第四項第七号の規定の例により設けること。

なお、金属材料以外の材料で造られた放出導管を用いる場合にあつては、火災によって生ずる熱により変形、損傷等が生じないよう措置を講ずること。

七 消火薬剤貯蔵容器等は、地震動等により転倒しないように確実に設置すること。

八 受信装置、作動装置、消火薬剤貯蔵容器等及び中継装置（中継装置を設ける場合に限る。）は、点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設置すること。

九 パッケージ型自動消火設備のうち充填した消火薬剤に接触する部分は、次に定めるところによること。

(一) 充填した消火薬剤に接触する部分について、三パーセントの塩化ナトリウム水溶液中に十四日間浸す腐食試験を行つた

場合及び次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該下欄に掲げる腐食試験を行つた場合において、さびその他の異常を生じないものでなければならぬ。ただし、当該部分を耐食性材料で造つたパッケージ型自動消火設備にあつては、腐食試験を行わぬことができる。

区分	腐食試験
充填した消火薬剤がアルカリ性であるパッケージ型自動消火設備	三パーセントの水酸化ナトリウム水溶液中に十四日間浸す。
充填した消火薬剤が酸性であるパッケージ型自動消火設備	三パーセントの硫酸中に十四日間浸す。
(二) 充填した消火薬剤に接触する部分に耐食塗装を施したパッケージ型自動消火設備は、当該部分と同じ試験片について次の表の上欄に掲げる試験を行つた場合において、それぞれ当該下欄に掲げる性能を有するものでなければならない。	

区分	腐食試験
充填した消火薬剤がアルカリ性であるパッケージ型自動消火設備	三パーセントの水酸化ナトリウム水溶液中に十四日間浸す。
充填した消火薬剤が酸性であるパッケージ型自動消火設備	三パーセントの硫酸中に十四日間浸す。
(二) 充填した消火薬剤に接触する部分に耐食塗装を施したパッケージ型自動消火設備は、当該部分と同じ試験片について次の表の上欄に掲げる試験を行つた場合において、それぞれ当該下欄に掲げる性能を有するものでなければならない。	

区分	性 能
屈曲性試験	塗面を外にした平らな試験片を直径十ミリメートルの棒の回りに一秒間に百八十度折り曲げた場合において、屈曲部の両端から十ミリメートルの部分を除いた残りの部分の塗膜にわれ又ははがれを生じないこと。
屈曲性試験	塗面を外にした平らな試験片を直径十ミリメートルの棒の回りに一秒間に百八十度折り曲げた場合において、屈曲部の両端から十ミリメートルの部分を除いた残りの部分の塗膜にわれ又ははがれを生じないこと。

衝撃性試験

腐食試験	塗面を上向きにした平らな試験片を鋼製の台の上に固定し、三百グラムのおもりの先端に直径二十五ミリメートルの鋼球を取り付け、塗面から五十センチメートルの高さから鋼球を下向きにして塗面上に落下させた場合において、塗膜にわれ又ははがれを生じないこと。この場合において、鋼球の材質は、J I S（日本工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項の日本工業規格をいう。）B一五〇一に適合すること。
------	---

第六 パッケージ型自動消火設備の性能等

パッケージ型自動消火設備の性能等は、次の各号に定めるところによる。

一 確実に作動するものであり、かつ、取扱い、点検及び整備が

衝撃性試験

腐食試験	塗面を上向きにした平らな試験片を鋼製の台の上に固定し、三百グラムのおもりの先端に直径二十五ミリメートルの鋼球を取り付け、塗面から五十センチメートルの高さから鋼球を下向きにして塗面上に落下させた場合において、塗膜にわれ又ははがれを生じないこと。この場合において、鋼球の材質は、J I S（日本工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項の日本工業規格をいう。）B一五〇一に適合すること。
------	---

第六 パッケージ型自動消火設備の性能等

パッケージ型自動消火設備の性能等は、次の各号に定めるところによる。

一 確実に作動するものであり、かつ、取扱い、点検及び整備が

容易にでき、耐久性を有すること。

二 ほこり、湿気等によつて機能に異常を生じないこと。

三 各部分は、良質の材料で造るとともに、充填した消火薬剤に接触する部分をその消火薬剤に侵されない材料で造り、又は当該部分に耐食加工を施し、かつ、外気に接触する部分を容易にさびない材料で造り、又は当該部分には防錆加工を施すこと。

四 主要部は、不燃性又は難燃性の材料で造ること。

五 電気を使用するものにあつては、次によること。

(一) 電気部品は、十分な電気容量を有するものとし、かつ、配線の接続が的確であること。

(二) 無極性のものを除き、誤接続を防止するための措置を講ずること。

(三) 電線以外の電流が通過する部分で、すべり又は可動軸の部分の接触が十分でない箇所には、接触部の接触不良を防止するための措置を講ずること。

(四) 充電部は、外部から容易に人が触れないよう、十分に保護すること。

(五) 定格電圧が六十ボルトを超えるパッケージ型自動消火設備の金属製外箱には、接地端子を設けること。

(六) 主電源を監視する装置をパッケージ型自動消火設備の見やすい箇所に設けること。

六 主電源に電池を用いないこと。ただし、次に適合するパッケ

容易にでき、耐久性を有すること。

二 ほこり、湿気等によつて機能に異常を生じないこと。

三 各部分は、良質の材料で造るとともに、充填した消火薬剤に接触する部分をその消火薬剤に侵されない材料で造り、又は当該部分に耐食加工を施し、かつ、外気に接触する部分を容易にさびない材料で造り、又は当該部分には防錆加工を施すこと。

四 主要部は、不燃性又は難燃性の材料で造ること。

五 電気を使用するものにあつては、次によること。

(一) 電気部品は、十分な電気容量を有するものとし、かつ、配線の接続が的確であること。

(二) 無極性のものを除き、誤接続を防止するための措置を講ずること。

(三) 電線以外の電流が通過する部分で、すべり又は可動軸の部分の接触が十分でない箇所には、接触部の接触不良を防止するための措置を講ずること。

(四) 充電部は、外部から容易に人が触れないよう、十分に保護すること。

(五) 定格電圧が六十ボルトを超えるパッケージ型自動消火設備の金属製外箱には、接地端子を設けること。

(六) 主電源を監視する装置をパッケージ型自動消火設備の見やすい箇所に設けること。

(新設)

一、ジ型自動消火設備（II型に限る。）について当該設備を有効に作動させることができる容量を有する電池を用いる場合は、この限りでない」と。

（二）電池の交換が容易にできること。

（三）電池の電圧がパッケージ型自動消火設備を有効に作動できる電圧の下限値となつたことを七十二時間以上点滅表示等により自動的に表示し、又はその旨を七十二時間以上音等により伝達することができること。

六| 部品は、機能に異常を生じないように的確に、かつ、容易に緩まないよう取り付けること。

七| 時間の経過による変質により、性能に悪影響を及ぼさないものであること。

八| 人に危害を与えるおそれがないこと。

九| 調整部は、調整後変動しないように固定すること。

十| 零度以上四十度以下の温度範囲（零度以上四十度以下の温度範囲を超えて適した温度範囲がある場合にはその範囲。以下「使用温度範囲」という。）で使用した場合において、消防及び放射の機能を有効に發揮することができること。

十一| パッケージ型自動消火設備の防護区域は、警戒区域と同一又はその内側とすること。

十二| 感知部は、感知器型感知部にあつては規則第二十三条第四項に定めるところにより、その他の感知部にあつては、これに

六| 部品は、機能に異常を生じないように的確に、かつ、容易に緩まないよう取り付けること。

七| 時間の経過による変質により、性能に悪影響を及ぼさないものであること。

八| 人に危害を与えるおそれがないこと。

九| 調整部は、調整後変動しないように固定すること。

十| 零度以上四十度以下の温度範囲（零度以上四十度以下の温度範囲を超えて適した温度範囲がある場合にはその範囲。以下「使用温度範囲」という。）で使用した場合において、消防及び放射の機能を有効に發揮することができること。

十一| パッケージ型自動消火設備の防護区域は、警戒区域と同一又はその内側とすること。

十二| 感知部は、感知器型感知部にあつては規則第二十三条第四項に定めるところにより、その他の感知部にあつては、これに

準じて設置すること。

十四 一の防護区域に複数の放出口を設けるパッケージ型自動消防設備にあつては、火災を感知したときに、全ての放出口からすみやかに消火薬剤を放射する構造とすること。

十五 パッケージ型自動消防設備には、その機能に有害な影響を及ぼすおそれのある附属装置を設けてはならないこと。

第七 感知部

感知部は、次の各号に定めるところによる。

- 一 感知器型感知部は、感知器等規格省令の規定に適合すること。
- 二 その他の感知部にあつては、感知器等規格省令の規定に適合するものと同等以上の性能を有すること。
- 三 感知部は、検出方式の異なる二以上のセンサーにより構成すること。

第七 感知部

感知部は、次の各号に定めるところによる。

- 一 感知器型感知部は、感知器等規格省令の規定に適合すること。
- 二 その他の感知部にあつては、感知器等規格省令の規定に適合するものと同等以上の性能を有すること。
- 三 感知部は、検出方式の異なる二以上のセンサーにより構成すること。

第八 放出口及び放出導管

放出口及び放出導管は、次の各号に定めるところによる。

- 一 金属材料で造ること。ただし、火災によつて生ずる熱により変形、損傷等が生じない措置を講ずる場合は、この限りでないこと。

第八 放出口及び放出導管

放出口及び放出導管は、次に定めるところによる。

- 一 放出口及び放出導管は、次に定めるところによる。

(一) 可能な限り金属材料で造ること。金属材料以外の材料で造

準じて設置すること。

十三 一つの防護区域に複数の放出口を設けるパッケージ型自動消防設備にあつては、火災を感知したときに、全ての放出口からすみやかに消火薬剤を放射する構造とすること。

十四 パッケージ型自動消防設備には、その機能に有害な影響を及ぼすおそれのある附属装置を設けてはならないこと。

る場合にあつては、火災によつて生ずる熱により変形、損傷等が生じない措置を講じること。

(2) 耐圧試験（消火器の技術上の規格を定める省令（昭和三十九年自治省令第二十七号。以下「消火器規格省令」といいう。）第十二条第一項第一号の規定の例により行う試験）を行つた場合において、漏れを生ぜず、かつ、変形を生じないこと。

(3) 内面等の放射に関係する部分は、平滑に仕上げること。
(4) 放出口の取付け部と放出導管は、確実に取り付けること。
国 管継手は、放出導管を確実に接続することができるものであること。

(2) 前号に定めるところによるほか、火源を検知し方向を定めて消火薬剤を放射し、火災を消火する方式のものにあつては、次に定めるところによる。

(一) 自動的に、かつ、確実に火源の位置を検知できること。
(2) 自動的に放出口を消火のために有効な方向に向けることができるのこと。
(3) 放出口は、消火薬剤を消火のために有効な分布で放射することができるのこと。

三 内面等の放射に関係する部分は、平滑に仕上げること。

四 放出口の取付け部と放出導管は、確実に取り付けること。

五 管継手は、放出導管を確実に接続することができるものであること。

六 消火薬剤（蓄圧式の貯蔵容器にあつては、消火薬剤及び加圧用ガス）を貯蔵する容器から放出口までの放出導管（II型に係るものに限る。）の長さは、十メートル以下とすること。

七 前各号に定めるところによるほか、火源を検知し方向を定めて消火薬剤を放射し、火災を消火する方式のものにあつては、次に定めるところによる。

(一) 自動的に、かつ、確実に火源の位置を検知できること。

(二) 自動的に放出口を消火のために有効な方向に向けることができること。

(三) 放出口は、消火薬剤を消火のために有効な分布で放射することができること。

第九 消火薬剤貯蔵容器等

消火薬剤貯蔵容器等は、次の各号に定めるところによる。

一 消火薬剤貯蔵容器等の規格は、消防器規格省令第十一條から第十四条まで、第二十四条から第二十九条まで、第三十三条及び第三十六条に規定する規格の例によること。

二 I型にあつては、消火薬剤の放射を停止することができる措

第九 消火薬剤貯蔵容器等

消火薬剤貯蔵容器等は、次の各号に定めるところによる。

一 消火薬剤貯蔵容器等の規格は、消防器規格省令第十一條から第十四条まで、第二十四条から第二十九条まで、第三十三条及び第三十五条第一項及び第三十六条に規定する規格の例によること。

二 消火薬剤の放出を停止することができる措置を講ずること。

置を講ずること。

第十 作動装置

作動装置は、次の各号に定めるところによる。

一 作動装置は、第八第一号から第三号までの規定に適合すること。

二 作動装置は、起動信号により自動的に弁等を開放し、消火薬剤を放射できること。

三 手動で作動することができる装置を設ける場合にあっては、鍵等を用いなければ作動できないような措置が講じられていること。

四 作動信号を発信するものにあっては、当該作動装置が作動したとき、その旨の作動信号を受信装置又は中継装置に自動的に発信すること。

第十一 受信装置

受信装置は、次の各号に定めるところによる。

一 受信装置は、感知部から送られた火災信号を受信したとき、自動的に音等による警報を発すること。

二 二以上の警戒区域からの火災信号を受信することができるものにあっては、火災の発生した警戒区域をそれぞれ自動的に表示できること。

第十 作動装置

作動装置は、次の各号に定めるところによる。

一 作動装置は、第八第一号から三までの規定に適合すること。

二 作動装置は、起動信号により自動的に弁等を開放し、消火薬剤を放出できること。

三 手動で作動することができる装置を設ける場合にあっては、鍵等を用いなければ作動できないような措置が講じられていること。

四 作動信号を発信するものにあっては、当該作動装置が作動したとき、その旨の作動信号を受信装置又は中継装置に自動的に発信すること。

第十一 受信装置

受信装置は、次の各号に定めるところによる。

一 受信装置は、感知部から送られた火災信号を受信したとき、自動的に音等による警報を発すること。

二 二以上の警戒区域からの火災信号を受信することができるものにあっては、火災の発生した警戒区域をそれぞれ自動的に表示できること。

三 第一号の警報中において、当該火災信号を発した警戒区域内の感知部から、異なる火災信号を受信したときに限り、自動的に作動装置等に起動信号を発信すること。ただし、一の警戒区域から二以上の異なる火災信号を受信し、作動装置等に起動信号を発信した後において、異なる警戒区域から二以上の異なる火災信号を受信した場合には、起動信号を発信しなくてよいこと。

四 音等は、火災が発生した旨を関係者に有効に知らせることができるものであること。

五 復旧スイッチ又は音等の発生を停止するスイッチを設けるものにあっては、当該スイッチは専用のものとすること。

六 定位置に自動的に復旧しないスイッチを設けるものにあっては、当該スイッチが定位置にないときには、音等の発生装置又は点滅する注意灯が作動すること。

七 作動信号を受信するものにあっては、当該作動信号を受信した場合には、作動装置等が起動した区域等を表示し、かつ、当該表示が火災の発生した警戒区域に係る表示と識別することができる措置を講ずること。

第十一の二 中継装置

中継装置は、火災信号、起動信号又は作動信号を受信したとき、信号の種別に応じて、それぞれこれらの信号を自動的に発信す

三 第一号の警報中において、当該火災信号を発した警戒区域内の感知部から、異なる火災信号を受信したときに限り、自動的に作動装置等に起動信号を発信すること。

四 音等は、火災が発生した旨を関係者に有効に知らせることができるものであること。

五 復旧スイッチ又は音等の発生を停止するスイッチを設けるものにあっては、当該スイッチは専用のものとすること。

六 定位置に自動的に復旧しないスイッチを設けるものにあっては、当該スイッチが定位置にないときには、音等の発生装置又は点滅する注意灯が作動すること。

七 作動信号を受信するものにあっては、当該作動信号を受信した場合には、作動装置等が起動した区域等を表示し、かつ、当該表示が火災の発生した警戒区域に係る表示と識別することができる措置を講じること。

第十一の二 中継装置

中継装置は、火災信号、起動信号又は作動信号を受信したとき、信号の種別に応じて、それぞれこれらの信号を自動的に発信す

るものとする。

第十二 選択弁等

二以上の防護区域を設定することができるパッケージ型自動消火設備（I型に限る。）にあっては、次の各号に適合する選択弁等を設けるものとする。

一 選択弁等は、第八第一号から第三号までの規定に適合すること。

二 選択弁等は、起動信号を受信したとき、自動的に火災の発生した警戒区域に対応する防護区域に関する弁等を開放するものであること。

三 作動信号を発信するものにあっては、当該選択弁等が作動したとき、その旨の作動信号を受信装置又は中継装置に自動的に発信すること。

第十三 非常電源

パッケージ型自動消火設備（主電源に電池を用いるものを除く。）には、次の各号に適合する非常電源を設けるものとする。ただし、規則第十二条第一項第四号ハに規定する蓄電池設備に適合する非常電源設備が設けられる場合にあっては、この限りでない。

一 主電源が停止したときには、主電源から非常電源に、主

るものとする。

第十二 選択弁等

二以上の防護区域を設定することができるパッケージ型自動消火設備にあっては、次の各号に適合する選択弁等を設けるものとする。

一 選択弁等は、第八第一号〔一〕から〔三〕までの規定に適合すること。

二 選択弁等は、起動信号を受信したとき、自動的に当該防護区域に関する弁等を開放するものであること。

三 作動信号を発信するものにあっては、当該選択弁等が作動したとき、その旨の作動信号を受信装置又は中継装置に自動的に発信すること。

第十三 非常電源

電気を使用するパッケージ型自動消火設備には、次の各号に適合する非常電源を設けるものとする。ただし、規則第十二条第一項第四号ハに規定する蓄電池設備に適合する非常電源設備が設けられている場合にあっては、この限りでない。

一 主電源が停止したときには、主電源から非常電源に、主

電源が復旧したときには非常電源から主電源に自動的に切り替える装置を設けること。

二 最大消費電流に相当する負荷を加えたときの電圧を容易に測定することができる装置を設けること。

三 非常電源は、蓄電池設備の基準（昭和四十八年消防庁告示第二号）又は中継器に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十六年自治省令第十八号）第五条第七号イからニまで及びヘに適合すること。

四 非常電源の容量は、監視状態を六十分間継続した後、作動装置等の電気を使用する装置を作動し、かつ、音等を十分間以上継続して発生させること。

第十四 絶縁抵抗等

パッケージ型自動消火設備の絶縁抵抗等は、次の各号に定めるところによる。

一 充電部と非充電部との間の抵抗は、直流五百ボルトの絶縁抵抗計で測定した値で五メガオーム以上であること。

二 充電部と非充電部との間の絶縁耐力は、五十ヘルツ又は六十ヘルツの正弦波に近い実効電圧五百ボルト（定格電圧が六十ボルトを超えるものにあっては千ボルト、百五十ボルトを超えるものにあっては定格電圧に二を乗じて得た値に千ボルトを加えた値）の交流電圧を加えた場合、一分間これ

電源が復旧したときには非常電源から主電源に自動的に切り替える装置を設けること。

二 最大消費電流に相当する負荷を加えたときの電圧を容易に測定することができる装置を設けること。

三 非常電源は、蓄電池設備の基準（昭和四十八年消防庁告示第二号）又は中継器に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十六年自治省令第十八号）第五条第七号イからニまで及びヘに適合すること。

四 非常電源の容量は、監視状態を六十分間継続した後、作動装置等の電気を使用する装置を作動し、かつ、音等を十分間以上継続して発生させること。

第十四 絶縁抵抗等

パッケージ型自動消火設備の絶縁抵抗等は、次の各号に定めるところによる。

一 充電部と非充電部との間の抵抗は、直流五百ボルトの絶縁抵抗計で測定した値で五メガオーム以上であること。

二 充電部と非充電部との間の絶縁耐力は、五十ヘルツ又は六十ヘルツの正弦波に近い実効電圧五百ボルト（定格電圧が六十ボルトを超えるものにあっては千ボルト、百五十ボルトを超えるものにあっては定格電圧に二を乗じて得た値に千ボルトを加えた値）の交流電圧を加えた場合、一分間これ

に耐えること。

三 次の(1)又は(2)に掲げる電源の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める範囲内で電圧を変動させた場合、機能に異常を生じないこと。

(1) 主電源 定格電圧の九十パーセント以上百十パーセント以下(主電源に電池を用いるパッケージ型自動消火設備については、供給される電力に係る電圧変動の下限値以上上限値以下)

(2) 非常電源 定格電圧の八十五パーセント以上百十パーセント以下

四 通電状態において、次の試験を十五秒間行った場合、機能に異常を生じないこと。

(1) 内部抵抗五十オームの電源から五百ボルトの電圧をパルス幅一マイクロ秒、繰返し周期百ヘルツで加える試験
(2) 内部抵抗五十オームの電流から五百ボルトの電圧をパルス幅〇・一マイクロ秒、繰返し周期百ヘルツで加える試験
(3) 音等を発生する装置を接続する端子に、内部抵抗六百オームの電源から二百二十ボルトの電圧をパルス幅一ミリ秒、繰返し周期百ヘルツで加える試験

に耐えること。

三 電源の電圧を次の範囲内で変動させた場合、機能に異常を生じないこと。

(1) 主電源 定格電圧の九十パーセント以上百十パーセント以下

(2) 非常電源 定格電圧の八十五パーセント以上百十パーセント以下

四 通電状態において、次の試験を十五秒間行った場合、機能に異常を生じないこと。

(1) 内部抵抗五十オームの電源から五百ボルトの電圧をパルス幅一マイクロ秒、繰返し周期百ヘルツで加える試験
(2) 内部抵抗五十オームの電流から五百ボルトの電圧をパルス幅〇・一マイクロ秒、繰返し周期百ヘルツで加える試験
(3) 音等を発生する装置を接続する端子に、内部抵抗六百オームの電源から二百二十ボルトの電圧をパルス幅一ミリ秒、繰返し周期百ヘルツで加える試験

第十五 放射性能

パッケージ型自動消火設備の放射性能は、次の各号に定めると

第十五 放射性能

パッケージ型自動消火設備の放射性能は、次の各号に定めると

ころによる。

一 作動後すみやかに、防護区域内に消火薬剤を有効に放射できること。

二 次の(一)又は(二)に掲げる区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に定める量以上の量を放射できること。

(一) I型 充填された消火薬剤の容量又は質量の八十五パーセント以上

(二) II型 充填された消火薬剤の容量又は質量の九十パーセント以上

トの量

三 放出口を複数設けるものの各放出口から放射される消火薬剤

の容量又は質量は、放射された全消火薬剤の容量又は質量を放
出口の数で除した値の九十パーセント以上百十パーセント以下
であること。

第十六 消火性能

パッケージ型自動消火設備の消火性能については、次の各号に
掲げる区分に応じ、当該各号に定める試験に適合するものとす
る。

(一) I型 第十七第一号(一)の第一消火試験（第八第七号に定める
放出口を有しないパッケージ型自動消火設備について試験を行
う場合に限る。）又は第十七第一号(二)の第二消火試験

ころによる。

一 作動後すみやかに、防護区域内に消火薬剤を有効に放射でき
ること。

二 充填された消火薬剤の容量又は質量の八十五パーセント以上
の量を放射できること。

三 放出口を複数設けるものの各放出口から放射される消火薬剤

の容量又は質量は、放射された全消火薬剤の容量又は質量を放
出口の数で除した値の九十パーセント以上百十パーセント以下
であること。

第十六 消火性能

パッケージ型自動消火設備は、第十七第一号の第一消火試験又
は第二号の第二消火試験のいずれかに適合するものとする。この
場合において、第二消火試験は、第八第二号に定める放出口を有
するパッケージ型自動消火設備に適用するものとする。

二 II型 第十七第二号〔一〕の第一消火試験、同号〔二〕の第二消火試験及び同号〔三〕の火災拡大抑制試験

第十七 消火試験

パッケージ型自動消火設備の消火性能を判定する消火試験の方
法は、次の各号に定めるところによる。

一 I型における消火試験は、次に定めるところによること。

(一) 第一消火試験は、イからヘまでに定めるところにより、そ
の判定はトの規定により行うこと。

イ 別図一に示すA模型及びB模型を用いること。

ロ A模型及びB模型は、防護区域内の任意の場所にその模
型の平面の三分の二以上が防護区域内となるようにそれぞ
れ置くこと。

ハ A模型の燃焼なべに、四・〇リットルのノルマルヘプタ
ンを入れ、点火すること。

二 放出口は、床面上二・四メートルの天井面に取り付け、
点火してから三分後に、放出口から消火薬剤を放射し、消
火を開始すること。

ホ 放射が終了した後、ただちにB模型の鉄製皿に〇・四リ
ットルのノルマルヘプタンを入れて点火し、消火薬剤の放
射開始から二十秒を経過するまで燃焼させるとともにB模

第十七 消火試験

パッケージ型自動消火設備の消火性能を判定する消火試験の方
法は、次の各号に定めるところによる。

一 第一消火試験は、〔一〕から〔六〕までに定めるところにより、その
判定は〔七〕の規定により行うこと。

(一) 別図一に示すA模型及びB模型を用いること。

型の中心上の天井面下五センチメートルの位置の温度を測定すること。

ヘ 無風の状態（風速〇・五メートル毎秒以下の状態をいう。〔ト及び第十九第四号内において同じ。〕において行うこと。

ト 次の(1)及び(2)を満足する場合に、この試験に適合するものと判定すること。

(1) A模型について、消火薬剤の放射を開始してから三分钟后（放射時間が三分以下のものにあつては放射が終了した時）に炎が認められず、かつ、放射終了後、放射を開始してから二十分を経過するまでの間に再燃しない場合

(2) B模型について、ノルマルヘブタンの燃焼中に測定した温度の上昇が、消火薬剤の放射を開始してから二十分を経過するまでの間、百七十度を超えない場合

〔〕 第二消火試験は、イからトまでに定めるところにより、その判定はチの規定により行うこと。

イ 別図一に示すA模型二個を用い、防護区域内の任意の場所に、模型相互の距離を十センチメートル離し、かつ、当該模型の平面の三分の二以上が防護区域内となるように置くこと。

〔〕 A模型及びB模型は、防護区域内の任意の場所にその模型の平面の三分の二以上が防護区域内となるようにそれぞれ置くこと。

ロ A模型の燃焼なべに、四・〇リットルのノルマルヘブタ

ンを入れ、点火すること。

ハ 放出口は、床面上二・四メートルの天井面に取り付け、点火してから三分後に、放出口から消火薬剤を放射し、消防を開始すること。

ニ 別図一に示すB模型二個を用い、防護区域内の任意の場所に、模型相互の距離を十センチメートル離し、かつ、当該模型の平面の三分の二以上が防護区域内となるように置くこと。

ホ パッケージ型自動消火設備に適切な措置を施し、ハで確認された放射パターンとなるように放出口から消火薬剤を放射すること。

ヘ 放射が終了した後、ただちにB模型の鉄製皿に〇・四リットルのノルマルヘプタンを入れて点火し、消火薬剤の放射を開始してから二十分を経過するまで燃焼させるとともにB模型の中心上の天井面下五センチメートルの位置の温度を測定すること。

ト 無風の状態において行うこと。

チ 次の(1)及び(2)を満足する場合に、この試験に適合するものと判定すること。

(1) A模型について、消火薬剤の放射を開始してから三分後に炎が認められず、かつ、放射終了後、放射を開始してから二十分を経過するまでの間に再燃しない場合

(2)

B模型について、ノルマルヘプタンの燃焼中に測定した温度が、消火薬剤の放射を開始してから二十分を経過するまでの間、百七十度以上に上昇しない場合

B模型について、ノルマルヘプタンの燃焼中に測定した温度が、消火薬剤の放射を開始してから二十分を経過するまでの間、百七十度以上に上昇しない場合

するまでの間、百七十度以上に上昇しない場合

(3) A模型の燃焼なべに、四・〇リットルのノルマルヘプタンを入れ、点火すること。

(4) 放出口は、床面上二・四メートルの天井面に取り付け、点火後三分で放出口から消火薬剤を放出し、消火を開始すると。

(5) 放射が終了した後、ただちにB模型の鉄製皿に〇・四リットルのノルマルヘプタンを入れて点火し、消火薬剤の放射開始から二十分経過するまで燃焼させるとともにB模型の中心上の天井面下五センチメートルの位置の温度を測定すると。

(6) 無風の状態（風速〇・五メートル毎秒以下の状態をいう。以下同じ。）において行うこと。

(7) 次のア及びイを満足する場合に、この試験に適合するものと判定すること。

ア A模型で、消火薬剤の放射開始後三分以内（放射時間が三分以内のものにあっては放射時間内）に炎が認められずかつ、放射終了後、放射開始から二十分以内に再燃しない場合

イ B模型で、ノルマルヘプタンの燃焼中に測定した温度の

上昇が、消火薬剤の放射開始から二十分経過するまでの間

、百七十度以下である場合

二 II型における消火試験は、次に定めるところによること。

(一) 第一消火試験は、イからハまでに定めるところにより、そ

の判定は二の規定により行うこと。

二 第二消火試験

第二消火試験は、(一)から(七)までに定めるところにより、その判定は八の規定により行うこと。

(一) 別図一に示す定めるA模型を二個用い、防護区域内の任意の場所に、模型相互の距離を十センチメートル離し、かつ、当該模型の平面の三分の二以上が防護区域内となるように置くこと。

イ 厚さ四ミリメートルのラワン合板を用いた壁体模型二個

及び別図二に示すC模型二個を別図三に示す位置に置くこと。

ロ 放出口を別図三に示す位置に取り付けること。

ハ 各C模型全体にそれぞれエタノール五十ミリリットルを

散布し、点火すること。

二 消火薬剤の放射が終了してから一分後に残炎が認められず、かつ、放射が終了してから二分を経過するまでの間に再燃しない場合に、この試験に適合するものと判定すること。

(二) 第二消火試験は、イからハまでに定めるところにより、その判定は二の規定により行うこと。

イ 別図四に示すD模型を別図五に示す位置に置くこと。

(二) A模型の燃焼なべに、四・〇リットルのノルマルヘブタンを入れ、点火すること。

口 放出口を別図五に示す位置に取り付けること。

ハ D模型の燃焼なべに、一・五リットルのノルマルヘプタンを入れて点火し、五分間予燃した後に試験を開始すること。

二 消火薬剤の放射が終了してから一分後に残炎が認められず、かつ、放射が終了してから二分を経過するまでの間に再燃しない場合に、この試験に適合するものと判定すること。

(三)

火災拡大抑制試験は、イからホまでに定めるところによりその判定はへの規定により行うこと。

イ 別図六に示す試験室で試験を行うこと。

ロ 別図七に示すE模型及び別図八に示す家具模型二個を用

い、厚さ六ミリメートルの不燃材料の上に置くこと。

ハ 試験室の天井部に、感知部及びスプリンクラーヘッド(標示温度七十二度で感度種別が一種のものに限る。)を別図六に示す位置に取り付けすること。

二 試験室の天井部に、放出口を、当該放出口に係る防護区域が別図六に示す試験用同時放射区域を有効に包含するよう、かつ、当該区域内に均等に配置されるように取り付けること。

ホ 燃焼皿に〇・五リットルの水及び〇・二五リットルのノルマルヘプタンを入れ点火とともに、家具模型に点火

(三)

放出口は、床面上二・四メートルの天井面に取り付け、点火後三分で放出口から消火薬剤を放射し、消火を開始すること。

する」と。

次の(1)から(4)を満足する場合に、この試験に適合するものと判定すること。

(1) 別図六に示す熱電対a及び熱電対bにおいて測定された温度が、点火してから三十分を経過するまでの間、いずれも三百十五度を超えないこと。

(2) 別図六に示す熱電対cにおいて測定された温度が、点火してから三十分を経過するまでの間、九十三度を超えて、かつ、二分間以上継続して五十四度を超えないこと。

(3) 別図六に示す熱電対dにおいて測定された温度が、点火してから三十分を経過するまでの間、二百六十度を超えないこと。

(4) 点火してから三十分を経過するまでの間、試験室に設置されたスプリングラー・ヘッドが作動しないこと。

四 別図一に示すB模型を二個用い、防護区域内の任意の場所に、模型相互の距離を十センチメートル離し、かつ、当該模型の平面の三分の二以上が防護区域内となるように置くこと。

(五) パッケージ型自動消火設備に適切な措置を施し、(三)で確認された放射パターンとなるように放出口から消火薬剤を放射すること。

(六)

放射が終了した後、ただちにB模型の鉄製皿に〇・四リットルのノルマルヘブタンを入れて点火し、消火薬剤の放射開始から二十分経過するまで燃焼させるとともにB模型の中心上の天井面下五センチメートルの位置の温度を測定する」と。

(七)

無風の状態において行うこと。

(八) 次のア及びイを満足する場合に、この試験に適合するものと判定すること。

ア A模型で、消火薬剤の放射開始後三分以内に炎が認められず、かつ、放射終了後、放射開始から二十分以内に再燃しない場合

イ B模型で、ノルマルヘブタンの燃焼中に測定した温度が、消火薬剤の放射開始から二十分経過するまでの間、百七十度以上に上昇しない場合

第十八 消火薬剤の種類及び貯蔵量

パッケージ型自動消火設備に使用する消火薬剤の種類及び貯蔵量は、次の各号に定めるところによる。

一 消火薬剤の種類は、次の(一)又は(二)に掲げる区分に応じ、それ(一)又は(二)に定める種類とすること。

一 パッケージ型自動消火設備の消火薬剤の種類及び消火薬剤の量は、次に定めるところによる。

一 使用する消火薬剤の種類及び消火薬剤の量は、次の表の上欄に掲げる消火薬剤の種別に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる防護面積に応じた消火薬剤の量とすること。

消火薬剤の量(リットル)

備考							種別	消火薬剤の	防護面積
剤等入り水	第三種浸潤	第二種浸潤	第一種浸潤	泡	第二種機械	第一種機械	強化液		
七十八	百十七	百九十五	百十七	百九十五	百九十五	百九十五	メートル	十三平方	二十一平
百二十六	百八十九	三百十五	百八十九	三百十五	三百十五	三百十五	ル方メートル	二十四平	三十四平
二百四	三百六	五百十	三百六	五百十	五百十	五百十	ル方メートル	一十五平方メ	二十五平
三百三十	四百九十五	八百二十五	四百九十五	八百二十五	八百二十五	八百二十五	一トル	五十五平方メ	五十五平

一 強化液とは、アルカリ金属塩類を含有する水溶性の消火薬剤（第十九第二号に定める性能を有するものに限る。）で、

第十九第一号に定める試験において確認された性能を有するものをいう。

二 機械泡とは、化学反応によらず消火効果を有する泡を生成する水溶性の消火薬剤（第十九第三号に定める性能を有する

ものに限る。)で、第十九第一号に定める試験において確認された性能により第一種又は第二種に区分されるものとする。

三　浸潤剤等入り水は、浸潤剤等を含有する水溶性の消火薬剤(第十九第四号に定める性能を有するものに限る。)で、第十九第一号に定める試験において確認された性能により第一種、第二種又は第三種に区分されるものとする。

(一) I型 第十九第一号に定める強化液、第十九第二号に定める第一種機械泡若しくは第二種機械泡又は第十九第三号に定める第一種浸潤剤等入り水、第二種浸潤剤等入り水若しくは第三種浸潤剤等入り水

(二) II型 第十九第三号に定める第三種浸潤剤等入り水

二　消火薬剤の貯蔵量は、次の表の上欄に掲げる消火薬剤の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる区分及び防護面積に応じた量以上の量とすること。

消火薬剤の種類		消火薬剤の貯蔵量(リットル)		
1トル	平方メートル	積十三	防護面積	I型
ルメート	一平方メートル	積二十	防護面積	
ルメート	四平方メートル	積三十	防護面積	
ルメート	五十五平方メートル	積五十五平	防護面積	II型

二　消火薬剤の量は、原則として第一号の表の上欄に掲げる消火薬剤の種別に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる防護面積に応じた消火薬剤の量の一・二倍以上の量とすること。

強化液	第一種機械	第二種機械	泡	第一種浸潤	第二種浸潤	剤等入り水	第三種浸潤	剤等入り水	第一種機械	泡	第一種機械
二百三	二百三	十四	十四	二百三	二百三	一	一百四十	一	一百四十	十四	二百三
三百七	三百七	十八	十七	二百二	二百二	十八	三百七	十八	三百七	十八	三百七
六百十	六百十	二	十八	三百六	三百六	六百十	五百九	二	六百十	二	六百十
九百九	九百九	九百九	四	五百九	五百九	九百九	九百九	四	五百九	九百九	九百九
			十六								

第十九 消火薬剤の性能等

パッケージ型自動消火設備に使用する消火薬剤の性能等は、次の各号に定めるところによる。

一 強化液は、アルカリ金属塩類を含有する水溶性の消火薬剤で、次に適合するものとすること。

三 I型における放射時間は、一分以上とすること。

第十九 消火薬剤の性能等

パッケージ型自動消火設備に使用する消火薬剤性能等は次に定めるところによる。

一 パッケージ型自動消火設備に使用する消火薬剤性能に関する試験

パッケージ型自動消火設備に使用する消火薬剤の性能は、次の表に定める条件により、消火性能に関する試験を(一)から(四)までに定めるところにより、その判定は国の規定により行うもの

とする。

備考		消火薬剤の種類						消火模型を消火するための条件			
		第一種浸潤剤等入り水	第二種浸潤剤等入り水	第三種浸潤剤等入り水	第一種機械泡	第二種機械泡	強化液	の量 (リットル)	消火薬剤 の量 (リットル)	試験用消火器の容量 (リットル)	基準放射時間 (秒)
	二・〇	三・〇	五・〇	三・〇	五・〇	五・〇	五・〇	一	一	一	一
	三・〇	二・四	四・五	三・六	六・〇	三・六	六・〇	二	二	二	二
	三十	三十五	四十	三十五	四十	四十	四十	三十	三十	三十	三十

- 一 試験用消火器は、棒状ノズルの蓄圧式消火器を使用する。
二 基準放射時間は、温度二十度において行うものとする。

(一) 著しい毒性又は腐食性を有しないものであつて、かつ、著しい毒性又は腐食性のあるガスを発生しないものであること。

(二) 結晶の析出、溶液の分離、浮遊物又は沈殿物の発生その他の異常を生じないものであること。

(三) 浸潤剤等を混和し、又は添加する場合にあつては、消火薬剤の性状又は性能に悪影響を与えない浸潤剤等を使用すること。

(四) 腐敗、変質等のおそれのないものであること。

(五) アルカリ性反応を呈すること。

(六) 凝固点が零下二十度以下であること。

(七) 第四号の試験に適合すること。

二 第一種機械泡及び第二種機械泡は、化学反応によらず消火効果を有する泡を生成する水溶性の消火薬剤で、前号(一)から(四)まで及び(七)に定めるもののほか、次に適合するものとすること。

(一) 放射される泡は、耐火性を持続することができるものであること。

(二) 水溶液又は液状若しくは粉末状のものであること。」の場

(一) 消火試験は、別図二に示す模型を用いるものとする。

(二) 燃焼なべに、三・〇リットルのノルマルヘプタンを入れ点火すること。

(三) 消火は、模型に点火した後三分で開始すること。

(四) 無風の状態において行うこと。

(五) 消火薬剤の放射終了時において残炎が認められず、かつ、放射終了後二分以内に再燃しない場合においては、それらの模型は完全に消火されたものと判定すること。

二 強化液消火薬剤
第一号に定める消火薬剤のうち、強化液消火薬剤は、(一)から(七)までに適合するアルカリ金属塩類の水溶液とする。

(一) 著しい毒性又は腐食性を有しないものであつて、かつ、著しい毒性又は腐食性のあるガスを発生しないものであること。

(二) 結晶の析出、溶液の分離、浮遊物又は沈殿物の発生その他

合において、液状又は粉末状の消火薬剤にあつては、水に溶けやすいものであること。

(三) 温度二十度の消火薬剤を充填した発泡用消火器を作動させた場合において放射される泡の容量が消火薬剤の容量の五倍以上であり、かつ、発泡前の水溶液の容量の二十五パーセントの水溶液が泡から還元するために要する時間が一分以上であること。

(四) 凝固点は、使用温度の下限値未満であること。

の異常を生じないものであること。

(三) 浸潤剤等を混和し、又は添加することができるものとすること。

(四) 浸潤剤等は、消火薬剤の性状又は性能に悪影響を与えないものであること。

(五) 腐敗、変質等のおそれのないものであること。

(六) アルカリ性反応を呈すること。

(七) 凝固点が零下二十度以下であること。

三 第一種浸潤剤等入り水、第二種浸潤剤等入り水及び第三種浸

潤剤等入り水は、浸潤剤等を含有する水溶性の消火薬剤で、第一号(一)から四まで及び(七)並びに前号四の規定に適合するものとすること。

三 第一種機械泡及び第二種機械泡消火薬剤

第一号に定める消火薬剤のうち、第一種機械泡及び第二種機械泡消火薬剤は、前号(一)から(五)までの規定の例によるほか、(一)から四までに適合するものとする。

(一) 放射される泡は、耐火性を持続することができるものであること。

(二) 水溶液又は液状若しくは粉末状のものであること。この場合において、液状又は粉末状の消火薬剤にあつては、水に溶けやすいものであること。

(三) 温度二十度の消火薬剤を充填した発泡用消火器を作動させ

四

(H) 消火薬剤の性能に関する試験は、(一)から(七)までに定めることにより、その判定は(八)の規定により行うこと。

第一種機械泡	強化液	消火薬剤の種類		消火薬剤の量 (リットル)	試験用消火器の容量 (リットル)	消火薬剤の放射時間 (秒)
		五・〇	五・〇			
七・五	六・〇	七・五	六・〇	ル	量	間
四十	四十			(リットル)	(リットル)	(秒)

間は、次の表の第一欄に掲げる消火薬剤の種類に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる量、同表の第三欄に掲げる容量及び同表の第四欄に掲げる時間とすること。

四

凝固点は、使用温度の下限値未満であること。
以上であり、かつ、発泡前の水溶液の容量の二十五パーセントの水溶液が泡から還元するためには、た場合において放射される泡の容量が消火薬剤の容量の五倍であること。

四

第一種、第二種及び第三種浸潤剤等入り水消火薬剤第一号に定める消火薬剤のうち第一種、第二種及び第三種浸潤剤等入り水消火薬剤は、第二号(一)から(五)まで及び前号四の規定の例によるものとする。

第二種機械泡	第一種浸潤剤等入り水	第二種浸潤剤等入り水	第三種浸潤剤等入り水
三・〇	五・〇	六・〇	三・六
四・五	七・五	四・五	三十五
三十	三十五	四十	

(二) 別図九に示すF模型を用いること。

(三) 試験用消火器は、試験を行う消火薬剤を充填した棒状ノズ

ルの蓄圧式消火器を使用すること。

(四) 燃焼なべに、三・〇リットルのノルマルヘプタンを入れ点火すること。

(五) 点火してから三分後に、試験用消火器から消火薬剤を放射し、消火を開始すること。

(六) 無風の状態において行うこと。

(七) 溫度二十度の状態において行うこと。

(八) 消火薬剤の放射が終了した時に炎が認められず、かつ、放射が終了してから二分を経過するまでの間に再燃しない場合に、この試験に適合するものと判定すること。

五 消火薬剤は、希釈、濃縮、固化、吸湿、変質その他の異常を生じないように、容器に封入すること。

五 消火薬剤は、希釈、濃縮、固化、吸湿、変質その他の異常を生じないように、容器に封入しなければならない。

六 消火薬剤の容器（容器に表示することが不適当な場合にあっては、包装）には、次に掲げる事項を記載した簡明な表示をすること。

- (一) 「消火設備用消火薬剤」の文字
- (二) 消火薬剤の種類
- (三) 消火薬剤の容量又は質量
- (四) 腐食性
- (五) 取扱い上の注意事項
- (六) 製造年月
- (七) 製造者名又は商標
- (八) 型式番号

第二十 表示

パッケージ型自動消火設備には、次の各号に掲げる事項をその見やすい箇所に容易に消えないように表示するものとする。

- (一) 「パッケージ型自動消火設備」の文字
- (二) I型又はII型の別
- (三) 消火薬剤の種類
- (四) 使用温度範囲
- (五) 防護面積
- (六) 主電源に電池を用いるものにあつては、当該電池の種類及び電圧

六 消火薬剤の容器（容器に表示することが不適当な場合にあっては、包装）には、(一)から(八)までに掲げる事項を記載した簡明な表示をしなければならない。

- (一) 「消火設備用消火薬剤」の文字
- (二) 消火薬剤の種類
- (三) 消火薬剤の容量又は質量
- (四) 腐食性
- (五) 取扱い上の注意事項
- (六) 製造年月
- (七) 製造者名又は商標
- (八) 型式番号

第二十 表示

パッケージ型自動消火設備には、次の各号に掲げる事項をその見やすい箇所に容易に消えないように表示するものとする。

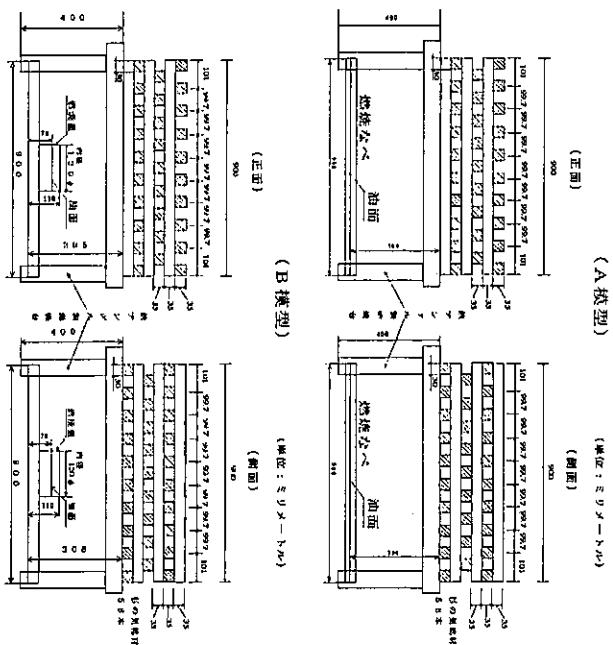
- (一) 「パッケージ型自動消火設備」の文字
(新設)
- (二) 消火薬剤の種別
- (三) 使用温度範囲
- (四) 防護面積

七 製造年月
 八 製造番号
 九 型式番号
 十 消火薬剤の容量又は質量
 十一 取扱い上の注意事項
 十二 取扱い方法
 十三 製造者名又は商標

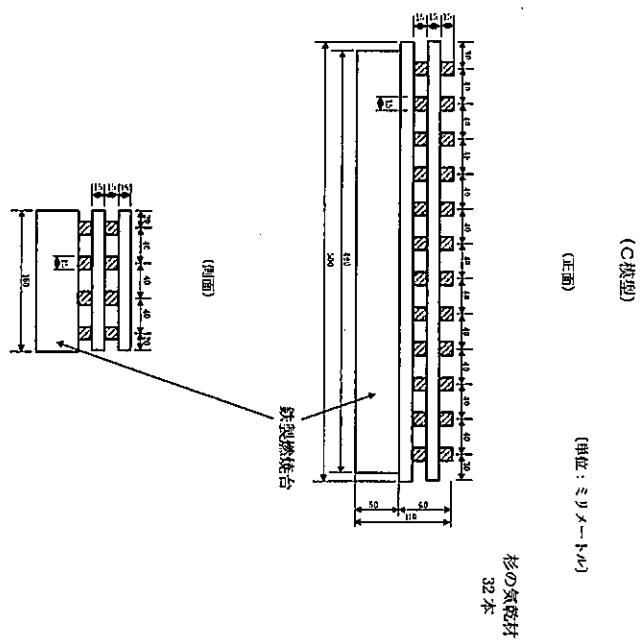
別図1 (略)

五 製造年月
 六 製造番号
 七 型式番号
 八 消火薬剤の容量又は質量
 九 取扱い上の注意事項
 十 取扱い方法
 十一 製造者名又は商標

別図1



別図2



別図2

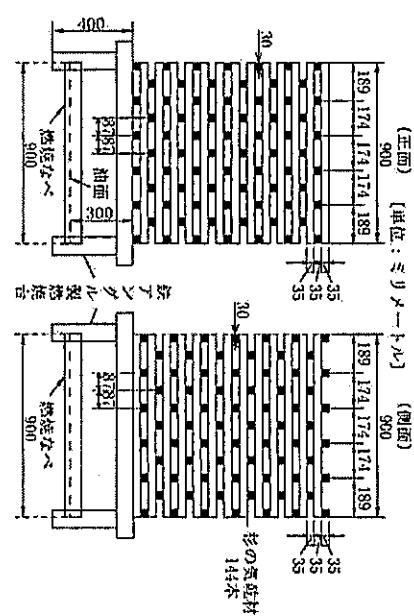
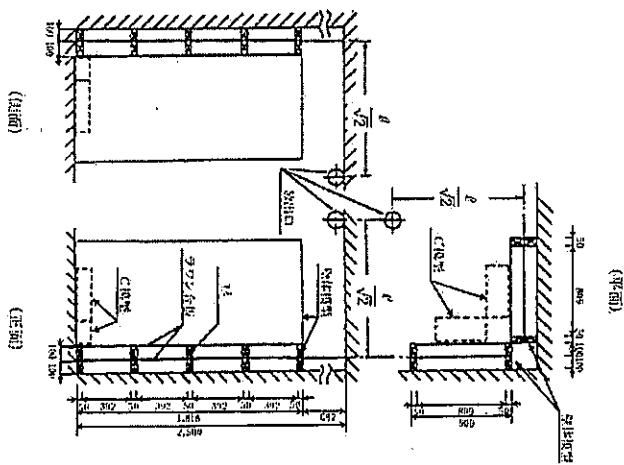


図3

図3: 二段式の
複合構造の断面図

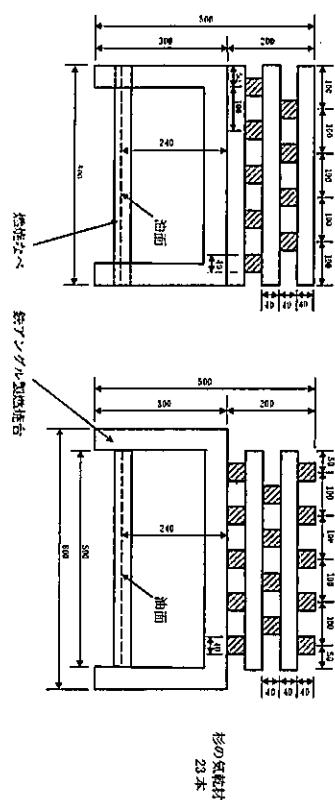
(新設)



別図5

(新設)

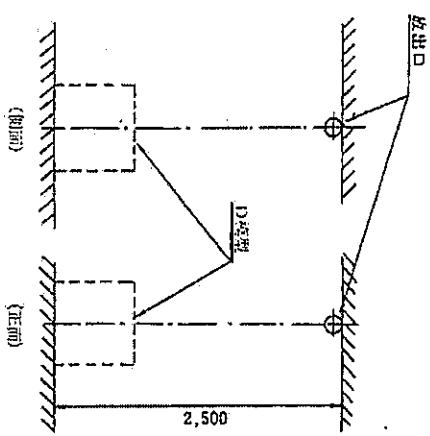
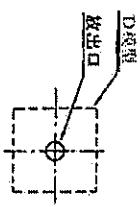
(正面) (D構造) (側面) (単位: ミリメートル)



別図5

(新設)

(単位: ミリメートル)

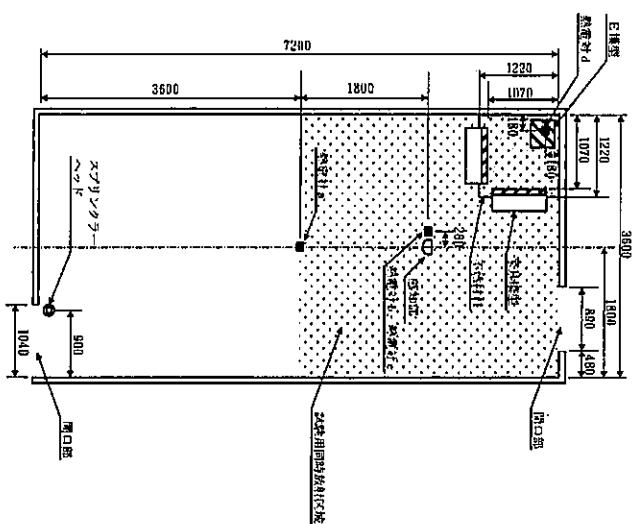


၆

(四六)

[単位：ミリメートル]

(新設)



備考 天井の高さは2.5メートル以上とし、天井の材料は厚さ5.0ミリメートルのけい酸

カルシウム堆

壁の材料は、厚さ5.5ミリメートルのラワン合板(合板の日本農林規格(平成15

年譜本草学告元第233号

卷之三

このように、当該州の部の税は2.2ペントルとなること。

近接する壁から 50.0 ミリメートル離して置く。

熱電対 a 及び熱電対 b は、天井の屋内に面する部分から下方に 76.0 ミリメートル

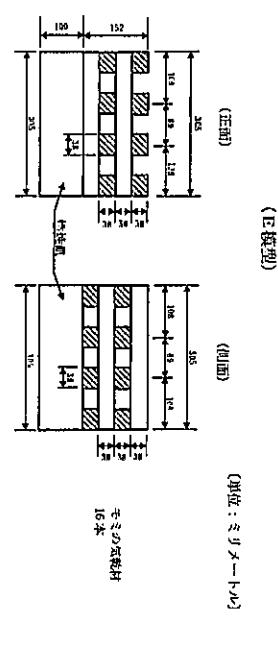
の問題とする。」

熱電対cは、床面から上方に1.6メートルの位置とすること。

熱電対では、入射光に面する部分から上方に6.0ミクロンの位置にあること。

別図7

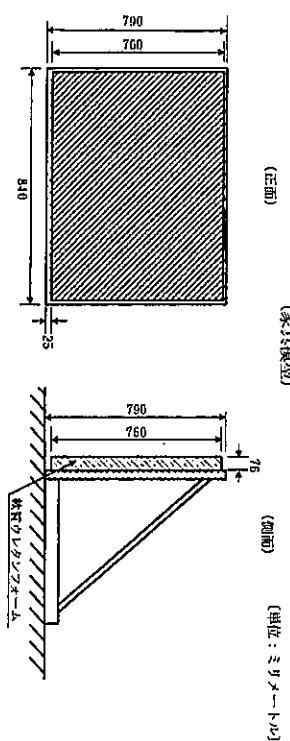
(新設)



備考 モニ筋は、図2.5 キログラム以上3.2 キログラム以下のものを用いること。

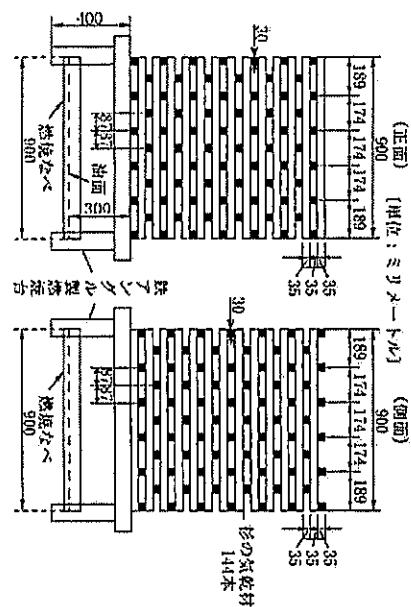
別図8

(新設)



備考 敷質ウレタンフォームは、密度27.2 キログラム每立方メートル以上30.4 キログラム、每立方メートル以下のものを用いること。

写真9



(新設)